東海地震編

第1章 対策の目的

第1節 策定の趣旨及び経過

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日に施行された。

大規模地震対策特別措置法は、地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)の指定及び強化地域に係る地震観測体制の強化並びに警戒宣言に伴う地震防災応急対策の実施等を主な内容としている。

大規模地震対策特別措置法に基づき、昭和54年8月7日「東海地震」(震源=駿河湾沖、マグニチュード8程度)が発生した場合、木造建築物等に著しい被害が生じる恐れがある震度6弱以上とされる地域(6県167市町村)が「強化地域」として指定された。この折、東京都の地域は、東海地震が発生した場合、震度5弱、地域によっては震度5強程度と予想されるところから、強化地域としての指定はなかった。

平成13年12月、中央防災会議において、東海地震に関する想定震源域が見直される報告がなされたことから、平成14年4月24日付内閣府告示第12号によって新たに1都1県96市町村が指定され、都下では新島村、神津島村及び三宅村が津波被害による強化地域に指定された。このため、東京都は大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施を義務付けられ、平成14年10月、東京都地域防災計画付編「警戒宣言に伴う対応措置」を改め震災編第5部「東海地震災害事前対策」を策定した。なお、平成26年7月の東京都地域防災計画修正において、震災編5部「東海地震災害事前対策編」が震災編4部「南海トラフ地震等防災対策編」へ編入されている。

平成14年の指定においても墨田区は強化地域外ではあるが、震度5弱の揺れの被害を最小限にとどめ、また警戒宣言発令時の社会的混乱を防止する必要がある。

平成 29 年 9 月に中央防災会議防災対策実行会議において発表された報告によると、「現時点においては、地震の発生時期や場所・規模を確度高く予測する科学的に確立した手法はなく、大震法に基づく警戒宣言後に実施される現行の地震防災応急対策が前提としている確度の高い予測はできないのが実情である。」とされ、今後、国が大震法に基づく現行の地震防災応急対策を改める可能性を示唆している。そのため本区としては、今後の国や都の動向に注視し、必要に応じて地域防災計画に反映していくこととする。

第2節 基本的な考え方

本計画は、次の考え方を基本に策定したものである。

- 1 警戒宣言が発せられた場合においても、都市機能は極力平常どおり確保することを基本としながら、次の措置を講じることにより、区民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とした。
 - (1)警戒宣言、地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置 ※ IX-02:警戒宣言、地震予知情報について(気象庁)(別冊資料 P377 参照)
 - (2) 東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置
- 2 原則として、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生又は警戒解除宣言が発 せられるまでの間にとるべき措置を定めたものであるが、東海地震注意情報発表時

東海地震編 第1章 対策の目的

第3節 前提条件

から警戒宣言が発せられるまでの間においても、混乱の発生することが予想される ことから、この間における混乱防止のため必要な対策を盛り込んだものである。

- IX-03: 異常発見から警戒宣言が発せられるまでのプロセス (別冊資料 P380 参照)
- 東海地震に係る予防対策及び応急対策は、本計画震災編(予防・応急・復旧対策) で対処する。
- 区の地域は、強化地域でないことから、大規模地震対策特別措置法が適用されな いため、本計画の実施に関しては、行政指導又は協力要請で対応するものである。
- 本計画の策定に当たっては、次の事項に留意したが、今後本計画の実施に当たり 十分配慮するものとする。
- (1) 警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原 則としたが、区分等の必要な対策については、別個の対応をとることとする。(学 校、鉄道対策等)
- (2) 警戒宣言が発せられた時点から地震発生の可能性のあるところから、対策の優 先度を配慮する。
- (3) 各防災関係機関等で関連する対策については、事前に調整を図るものとする。

前提条件 第3節

本計画の策定に当たっては、次の前提条件をおいた。

- 東海地震が発生した場合、区の予想震度は震度5弱である。
 - ※ IX-04:東海地震に係る東京の震度分布予想図(別冊資料 P381参照)
- 警戒宣言が発せられる時刻により、人々の行動とそれに伴う対応措置は大きく様 相が異なることが予想される。このため、本計画においては、警戒宣言が発せられ る時刻を、原則として、平日の昼間(午前10時~午後2時)と想定する。ただし、 各防災関係機関において対策遂行上、特に考慮すべき時刻があれば、それにも対応 するものとする。

第2章 処理すべき事務又は業務の大綱

区及び防災関係機関が実施する事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

第1節 区

| 機 関 の 名 称 | 事業又は業務の大綱 |
|--|---|
| 企 画 経 営 室 | 1 区防災会議及び区災対本部に関すること。2 地震予知情報等の収集伝達に関すること。3 地震予知情報等の広報及び広聴に関すること。4 報道機関との連絡に関すること。 |
| 総 務 部 (営繕課を除く。) | 職員の服務及び給与に関すること。 都及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 車両、弁艇等の調達準備に関すること。 庁舎等の防災及び点検に関すること。 男女共同参画に関すること。 |
| 区民部 | 食品等の確保準備に関すること。 救助物資の配分準備に関すること。 救助物資の輸送準備に関すること。 避難施設等の開設準備に関すること。 |
| 危 機 管 理 担 当 地 域 力 支 援 部 環 境 担 当 産 業 観 光 部 | 1 通信情報の総括に関すること。 2 地震予知情報等の収集、伝達に関すること。 3 避難施設等の開設準備に関すること。 4 救助物資の給与及び貸与準備に関すること。 5 施設利用者の保護安全に関すること。 6 施設の保全に関すること。 7 公害発生の予防及び対策に関すること。 8 廃棄物等処理対策に関すること。 |
| 保健衛生担当 | 1 医療及び防疫用資器材の準備に関すること。 2 日赤、墨田区医師会その他関係機関との連絡に関すること。 |
| 向 島 保 健 セ ン タ ー 本 所 保 健 セ ン タ ー | 医療及び助産救護に関すること。 防疫その他衛生活動に関すること。 施設の保全に関すること。 |
| 子ども・子育て支援部 | 福祉施設の保全に関すること。 園児等の保護安全に関すること。 施設利用者の保護安全に関すること。 救助物資の配分準備に関すること。 避難施設等の開設準備に関すること。 |
| 総務部 営繕課都 市 計 画 部 | 建築物の防災に関すること。 |
| 都 市 整 備 部立体化・まちづくり推進担当 | 1 防災資器材の点検及び調達に関すること。2 防災に関する情報の収集及び報告に関すること。3 道路、公園等の保全に関すること。4 河川、護岸の保全に関すること。 |

東海地震編 第2章 処理すべき事務又は業務の大綱

第2節 都

| 会 | 計 | 徻 | 荢 | 理 | 室 | 現金及び物品の出納及び保管に関すること。 |
|---|-----|---|---|----|---|--|
| 区 | 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 区議会との連絡調整に関すること。 |
| 教 | 育 委 | 員 | 会 | 事務 | 局 | 文教施設の保全に関すること。 公立学校(園)の幼児、児童、生徒等の保護安全に関すること。 施設利用者の安全に関すること。 |

第2節 都

| 都機関の名称 | 事業又は業務の大綱 |
|---|--|
| 第 五 建 設 事 務 所 | 水防に関すること。 道路及び橋梁の保全に関すること。 |
| 東部公園緑地事務所 | 公園の保全および震災時の利用に関すること。 |
| 江 東 治 水 事 務 所 | 水門・排水機場等の保全に関すること。 |
| 水道局墨田営業所 | 応急給水の準備に関すること。 |
| 下水道局東部第一下水道事務所 | 1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。2 仮設トイレ等のし尿の受け入れ処理に関すること。 |
| 交通局門前仲町駅務管区 交通局馬 喰駅務管区 交通局江東自動車営業所 | 1 都営交通施設の点検、整備及び復旧に関すること。2 地下高速電車及びバスによる輸送の協力に関すること。 |
| 警視庁第七方面本部本 所 警 察 署向 島 警 察 署 | 1 各種情報等の収集及び伝達に関すること。2 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること。3 交通の混乱等の防止に関すること。 |
| 東京消防庁第七消防方面本部 本 所 消 防 署 向 島 消 防 署 | 各種情報等の収集、連絡に関すること。 災害の予防及び警戒に関すること。 住民等に対する指導に関すること。 事業所の消防計画、危険物の予防規程に関すること。 |

第3節 自衛隊

| | 機関 | の | 名 称 | | 事業又は業務の大綱 |
|---|----|---|-----|---|-----------------------|
| 陸 | 上 | 自 | 衛 | 隊 | 東海地震関連情報の収集・伝達に関すること。 |

第4節 指定公共機関

| 機関の名称 | 事業又は業務の大綱 |
|---|---|
| 日 本 郵 便 本 所 · 向 島 郵 便 局 | 郵便等、各事業の運行管理及び施設等の保全に関すること。 |
| J R 両 国 駅 J R 錦 糸 町 駅 | 1 鉄道輸送に関すること。2 鉄道施設の保全に関すること。 |
| N T T 東 日 本 | 電話等の通信の確保に関すること。 |
| 東京電力パワーグリッド 江 東 支 社 | 1 電力需給に関すること。2 電力施設等の建設及び安全保全に関すること。 |
| 日 本 通 運 隅 田 川 支 店 | 貨物 (トラック) 自動車による救助物資の輸送の準備に関すること。 |
| 首 都 高 速 道 路 東 京 東 局 | 首都高速道路等の保全に関すること。 |
| 東京ガスネットワーク | 1 ガスの供給に関すること。2 ガスの施設(装置、供給及び製造設備を含む。)の保全に関すること。 |

第5節 指定地方公共機関等

| 機関の名称 | 事業又は業務の大綱 |
|---|--|
| 東 武 鉄 道 京 成 電 鉄 | 1 鉄道輸送に関すること。2 鉄道施設の保全に関すること。 |
| 東 京 地 下 鉄 日本橋駅務管区住吉地域 | 1 鉄道輸送に関すること。2 鉄道施設の保全に関すること。 |
| 墨田区医師会本所・向島歯科医師会墨田区薬剤師会柔道整復師会 計問看護ステーション協会 | 1 医療活動に関すること。 2 傘下会員との連絡調整に関すること。 |
| 東京都トラック協会墨田支部 | 貨物 (トラック) 自動車による救助物資の輸送の準備に関すること。 |

第3章 災害予防対策

東海地震に備え、緊急に整備する事業 第1節

地震による被害を未然に防止するための予防措置は、本計画震災編(予防・応急・復旧対策) 予防対策に基づき実施している。

しかし、大規模地震対策特別措置法(昭和53年6月15日公布)の制定を契機として、地震の 予知に基づく対策、特に予知情報による社会的混乱の防止という、新たな課題が生じてきた。

このため、本部では、①警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するための必要な設備、 資器材等の整備と、②従来から推進している予防対策のうち、東海地震が発生した場合に備え、 被害を軽減するため緊急に整備すべき事業を取り上げるものとする。

社会的混乱を防止するため緊急に整備する事業 第1項

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、 本所·向島消防署、NTT 東日本、京成電鉄]

情報連絡体制の整備

| 機 関 | 事 業 計 画 |
|-------------------------------|---|
| 区 | 1 警戒宣言及び地震予知情報等の情報を正確かつ迅速に伝達するため、区防災行政無線システムを昭和56年4月に開局した。この通信網の有効性を確保するため、平常時から取扱いに習熟し、災害時に的確に対応できる体制を整える。 2 区内における住民防災組織は、令和4年10月現在171町会・自治会のすべてで結成されている。 区では、組織に対して装備強化費を助成し、組織の強化育成を図っているが、今後も引き続き組織活動の育成を図っていく。 また、地震予知情報に伴う活動体制の確立等を指導する。 |
| 警視庁第七方面本部 本所 · 向 島警 察署 | 広報資器材の整備 運転車等に警戒宣言及び地震予知情報等を伝達するため、広 報用横断幕、立看板等の広報資器材を整備する。 |
| 東京消防庁 第七消防方面本部 本所・向島消防署 | 情報連絡体制等の整備 警戒宣言が発せられた場合においては、区民に対して迅速か つ正確な情報を伝達する必要がある。 一方、消防機関は、発災時に各機関等と情報、連絡体制の強 化が必要である。 |

| | | | | | 1 通話自動制御機能の整備 |
|---|--------|---|---|----|-----------------------------|
| | | | | | 警戒宣言に伴い、通話が集中的に発生した場合、電話がか |
| | | | | | かりにくくなる。このような状況下においては、防災関係機 |
| | | | | | 関等の重要な通話も影響を受けてかかりにくくなるため、早 |
| | | | | | 急に一般の電話の利用を制限する必要がある。 |
| | | | | | このため、電話を自動的に監視制御する通話自動制御装置 |
| | | | | | 等の整備を図る。 |
| N | T T | 東 | 日 | 本 | 2 緑色及びグレー(デジタル)の公衆電話の整備 |
| | | | | | 一般の電話の利用が制限された場合においても、公衆電話 |
| | | | | | からの通話は確保する。 |
| | | | | | 3 防災関係機関等重要加入電話の整備 |
| | | | | | 電話の輻輳時においても、規制を受けない重要加入電話に |
| | | | | | ついては、従来の防災関係機関のほか、警戒宣言時の社会的 |
| | | | | | 混乱の防止のため、重要な役割を果たす機関についても、今 |
| | | | | | 後、重要加入電話に含めることについて検討する。 |
| 京 | 成 | 雷 | | 鉄 | 東京都防災行政無線の設置場所を運輸指令室とし、受信態 |
| 水 |).J.X. | 电 | 1 | 业人 | 勢を整える。 |

2 道路交通対策用資器材の整備

警戒宣言が発せられた場合の道路交通の混乱を防止するため、交通規制用標識、車両停止用各種資器材を地域の状況に応じて整備する。

第2項 被害の発生を最小限にとどめるため緊急に整備する事業

[区、東武鉄道]

1 ブロック塀等の倒壊防止(区)

震度5弱程度の地震であってもブロック塀等の倒壊により死傷者の発生することが予想 されることは、宮城県沖地震の例を見ても明らかである。

区では、宮城県沖地震を契機として、昭和54年1月から調査依頼のあったブロック塀の安全調査を実施し、危険なブロック塀等について改修の指導をしている。

今後も引き続き耐震調査を促進するとともに、都と協力して安全指導の強化を図るものとする。

2 落下物の防止(区)

(1) 窓ガラス等の落下物の防止

伊豆沖地震や宮城県沖地震では、窓ガラスや外装材等の落下物による被害が実証され 注目された。このため、都では昭和55年度において避難道路沿いの3階以上の建築物に ついて、実態調査を行い、落下危険の可能性のあるものに対して再検討や指導を行った。 区では、この調査を基に区の管轄建物について、安全指導を実施する。

(2) 屋外広告物等の規制

広告塔、看板、工作物等の広告物の中には、地震の際に脱落し、被害を与えることも 予想される。このため、区は東京都屋外広告物条例、道路法及び建築基準法に基づき、 設置者に対し、設置の許可申請及び設置後の維持管理に際し、改善指導を行う。

東海地震編 第3章 災害予防対策

第2節 広報及び教育

- 3 通信施設対策 (NTT 東日本)
- (1) 通信網の信頼性向上対策

市外中継線、市内中継線等の伝送路が被災した場合でも、全面的に通信が途絶するこ とのないよう、伝送路を複数のルートに分散する。

(2) 長時間停電対策

発災時には商用電源が長時間にわたり停電することも懸念される。このため、通信用 電源に必要な燃料の備蓄を増やすほか、蓄電池の整備、携帯用発動発電機の増備などを 行う。

(3) 各種災害対策用機器の配備

発災時における防災関係機関等の重要通信の確保と迅速な復旧に備え各種の対策用機 器を配備する。

- 4 公共輸送施設対策(東武鉄道)
- (1)線路及び諸施設を点検し、要注意箇所の有無を調査する。
- (2) 要注意箇所の点検監視を強化するとともに、地震による被害の軽減対策の可能な箇所 については、逐次対策を推進する。

第2節 広報及び教育

地震予知を前提とした東海地震に適切に対応するためには、区民の意識とその活動のあり方が 最大の課題となる。

区民が東海地震に係る予知情報を正しく受けとめ、これに対する的確な行動がとれるように、 平常時から広報及び教育を行い、地震に関する知識と防災対応を啓発指導する。

第1項 広報

「各機関]

地震予知を防災に正しく活かすため、平常時から警戒宣言の内容、都(区)の予想震度、警 戒宣言時にとられる防災措置の内容等を広報し、発災に伴う被害の軽減と警戒宣言時の社会的 混乱の防止と発災による被害の軽減を図る。

- 広報の基本的な流れは①平常時、②注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで、③ 警戒宣言が発せられたときから発災まで、④注意情報が解除されたときの4つに区分し、 広報する。
- 2 広報内容は、下記の事項について実施する。
- (1) 東海地震について
- ※ IX-01:東海地震について(気象庁)(別冊資料 P367 参照)
- (2) 東海地震に関する調査情報・注意情報について
- (3) 警戒宣言の内容(警戒宣言の発せられるまでの手続等)
- (4)都(区)の予想震度及び被害程度
- (5) 区の対応措置

- (6) 区民のとるべき措置
- (7) 事業所のとるべき措置
- (8) 警戒宣言時に防災機関の行う措置
- (9) 主な例は、次のとおりである。
 - ア 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報
 - (ア) 列車の運行計画及び混乱発生時の規制内容
 - (イ) 警戒宣言時の時差退社の協力及び優先乗車の方法
 - (ウ) その他防災上必要な事項
 - イ 道路交通混乱防止のための広報
 - (ア) 警戒宣言時の交通規制の内容
 - (イ) 自動車利用の自粛の呼びかけ
 - (ウ) その他防災上必要な事項
 - ウ 電話の異常輻輳による混乱防止のための広報
 - (ア) 警戒宣言時等の異常時の電話利用の自粛
 - (イ)回線の輻輳と規制の内容
 - エ 生活用品等の買い出しによる混乱防止のための広報
 - (ア) 生活関連物資取扱店の営業
 - (イ) 生活物資の流通状況及び買い急ぎの必要のないこと。
 - オ 預貯金引き出しなどによる混乱防止のための広報 金融機関の営業と急いで引き出しをする必要のないこと。
 - カ その他の広報
 - (ア) 電気、ガス等の使用上の注意
 - (イ) 水道水の汲み置きの呼びかけ
 - (ウ) ラジオ、テレビによる正確な情報の入手
 - (エ) 避難地、避難道路の周知
 - (オ) 警戒宣言時における応急行動

3 広報手段

広報については、①テレビ、ラジオ、新聞等による広域的広報、②インターネット等による速報的な広報、③広報紙、印刷物等による地域的・現場的広報により実施する。

4 広報の方法

区及び各防災関係機関の広報は、地域的、現場的広報が中心となるが、「区のお知らせ『すみだ』」や墨田区公式ウェブサイト、SNS をはじめ、各防災関係機関の各種広報、印刷物のほか、あらゆる方法により対応措置の周知と防災意識の普及に努めるものとする。

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、首都高速道路東京東局]

児童・生徒等に対する指導(区)

区及び区立学校等においては、次の事項について関係職員及び児童・生徒等に対する地 震防災教育を実施し、保護者に対し連絡の徹底を図る。

- (1) 教育指導事項
 - ア 東海地震に関する基本的事項
 - イ 教職員の分担
 - ウ 警戒宣言時の臨時休業措置
 - エ 児童・生徒の下校等の安全措置
 - オ 学校に残留する児童・生徒の保護方法
 - カ その他の防災措置
- (2) 教育指導方法
 - ア 児童・生徒に対しては、震災対策教材に東海地震対策を盛り込み防災教育を行う。
 - 教職員に対しては、研修等の機会を通じて地震防災教育を行う。
 - ウ 保護者に対しては、PTA等の活動を通じて周知徹底を図る。
- 自動車運転者に対する教育(警視庁第七方面本部、本所・向島警察署)

警察署は、警戒宣言が発せられた場合に、運転者が適切な行動をとれるように事前に次 の事項について教育指導を行う。

- (1) 教育指導事項
 - ア 東海地震に関する事項
 - イ 道路交通の概況と交通規制の実施方法
 - ウ 自動車運転者のとるべき措置
 - エ その他の防災措置等
- (2) 教育指導の方法
 - ア 運転免許更新時の講習
 - イ 安全運転管理者講習
 - ウ 自動車教習所における教育、指導
- 首都高速道路東京東局の行う広報及び教育

首都高速道路東京東局は、警戒宣言が発せられた場合に備え、お客様に対し、常時次の ような広報活動を推進する。

地震警戒宣言が発せられたときの利用者の心得

地震警戒宣言が発せられたときは、運転者は次の事項に留意してください。

- 速度を落として走行する。
- 一般ラジオ等で地震情報・交通情報を継続して聞き、その情報に応じて行動する。
- 目的地まで走行したら、以後は事態が回復するまで、できる限り首都高速道路は利 用しない。
- 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められた安全対策を速やかにとる。
- 現場警察官等の指示に従う。

4 住民防災組織リーダー等に対する指導(区)

地域住民の自主的行動により、地域の防災体制を図るため、住民防災組織の育成強化を図るとともに、住民防災組織リーダー等に対して可能な限り地域の実状に応じた研修を行い、防災知識の向上に努める。また、住民に対しては「墨田区防災の日」を中心とした広報内容の充実を図り、家庭内、職場内等での安全確保についての指導教育に努める。

5 職員に対する防災教育(区)

警戒宣言に伴う防災応急活動対策及び発災後の応急対策について、職員に対し、その行動態勢についてあらかじめ周知させる。

第3節 事業所に対する指導

警戒宣言発令時の対応措置に関して消防計画、予防規程及び事業所防災計画において、防災体制の確立、情報の収集伝達等、安全対策面からの営業の方針、出火防止及び初期消火、危害防止等について定めておくよう指導する。

第1項 対象事業所

- 1 一般事業所
- (1) 消防法及び火災予防条例により消防計画等、全体についての消防計画を作成すること とされている事業所
- (2) 危険物施設のうち、消防法により予防規程を作成することとされている事業所
- (3) 東京都震災対策条例により事業所防災計画を作成することとされている事業所
- 2 特定事業所

特定事業所については、次の機関が指導を行う。

(1) 都環境局

ア 高圧ガス製造者、高圧ガス貯蔵所、特定高圧ガス消費者(毒性、可燃性及び支燃性 ガスを取り扱う事業所に限る。)

- イ 火薬類取締法の適用事業所
- (2) 都福祉保健局
 - ア 毒物劇物取締法の適用事業所(製造業・輸入業)
 - イ RI (ラジオアイソトープ) 使用病院
- (3) 区

毒物劇物取締法の適用事業所(販売業・業務上取扱者)

第2項 事業指導の内容

- 本所·向島消防署
- (1)消防計画等に定める事項
 - 警戒宣言時における事業所の営業の継続又は自粛等に関すること。
 - 警戒宣言及び地震予知情報等の伝達及び情報収集に関すること。
 - ウ 火気の取扱いの中止等出火防止措置に関すること。
 - エ 顧客、従業員等施設利用者の安全確保に関すること。
 - オ 従業員の時差退社に関すること。
 - カ 自衛消防組織の編成及び活動要領に関すること。
 - キ 化学薬品等危険物類の転倒、落下、移動防止措置及び貯蔵取扱施設の安全措置の確 認に関すること。
 - ク 防火対象物の施設、消防用設備等の点検に関すること。
 - 警戒宣言に関する教育訓練に関すること。
 - コ 帰宅困難者対策に関すること。
 - 周辺地域事業所及び住民との協力体制に関すること。 サ
 - シ 施設再開までの復旧計画に関すること。
 - ス その他警戒宣言に関する必要な措置に関すること。
- (2) 予防規程(危険物施設)に定める事項(但し、石油コンビナート等災害防止法に基づ く特定事業所を除く。)
 - 施設の安全を確保するための操業の制限、停止、その他の措置に関すること。
 - イ 休日、夜間等における従業員の参集、連絡に関すること。
 - ウ 危険物等の流出拡散防止のための設備、資機材の点検、配置、その他の措置に関す ること。
 - エ 危険物等に係る施設の安全を確保するための緊急遮断装置等の点検に関すること。
 - 火気の使用制限、禁止等出火防止のための措置に関すること。 オ
 - 消火のための設備装置の点検、その他の措置に関すること。 力
 - 警戒宣言が発せられた場合における応急対策に関すること。 キ
 - タンクローリー等による危険物輸送の安全対策に関すること。 ク
 - ケ地域住民に対する広報に関すること。
 - コ その他地震防災上必要な措置に関すること。
- (3) 指導方法
 - ア 防災指導等印刷物による指導
 - イ 講習会、講演会、その他各種集会による指導
 - ウ 各種業界、団体等の自主防災研修による指導
 - エ その他、立入検査等消防行政執行時における指導
- 都環境局
- (1) 高圧ガス施設
 - ア警戒宣言時における防災計画の作成を指導し、所定事項を遵守させる。

イ (公社)東京都高圧ガス保安協会及び(一社)東京都LPガス協会等などの自主保安 団体との協力関係を密にして、危害予防思想の一層の徹底を図る。

(2) 火薬類取扱施設

- ア 火薬類製造所に対し、火薬類取締法に基づく危険予防規定による事故発生時の保安 体制に準じた体制をとるよう指導し、火薬類貯蔵施設の所(占)有者には、自主管理 体制の強化を指導する。
- イ (一社) 東京都火薬類保安協会及び(公社) 日本煙火協会東京支部等の自主団体ならびに警察、消防機関と連絡を密にし、危害予防の強化指導を行う。

3 都福祉保健局

(1) 毒物、劇物施設(製造業·輸入業)

毒物劇物取締法に基づく平常時の監視の際、警戒宣言時における下記の対応措置について指導する。

- ア 貯蔵施設等の緊急点検
- イ 巡視の実施
- ウ 充填作業、移し替え作業時の停止
- エ 落下、転倒等による施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置をする。
- オ 警戒宣言、地震予知情報の収集、伝達
- (2) RI 使用病院

医療法に基づく平常時の監視の際、警戒宣言時における下記の対応措置について指導 する。

- ア 使用施設、貯蔵施設、保管廃棄設備及び放射線治療病院の安全点検と整備
- イ RIの使用状況の把握
- ウ 新規使用に対する厳重管理の徹底
- エ 未使用 RI の貯蔵室への格納確認
- オ 使用済 RI の保管廃棄室への格納確認
- カ RI 治療患者に対する発災後の管理体制の周知徹底
- キ 警戒宣言・地震予知情報等の収集、伝達

4 区

毒物・劇物施設(販売業・業務上取扱者)

毒物劇物取締法に基づく平常時の監視の際、警戒宣言時における下記の対応措置について指導する。

- (1) 貯蔵施設等の緊急点検
- (2) 巡視の実施
- (3) 落下、転倒等による施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置をする。
- (4) 警戒宣言、地震予知情報の収集、伝達

第4節 防災訓練

警戒宣言時における防災措置の円滑化を図るため、警戒宣言等の情報連絡体制の確立に重点を 置く合同防災訓練及び各防災関係機関別訓練が必要となるが、その実施方法等は次のとおりであ る。

第1項 区

警戒宣言時において、区は、区の地域における防災機関として、迅速かつ的確な防災措置を 講じる責務がある。

このため、警戒宣言時における防災活動の円滑を期するため、特に住民に対する情報伝達に 重点を置いた訓練のための必要な組織及び実施方法等に関する計画を定め、平常時からあらゆ る機会をとらえ訓練を実施し、実践的能力のかん養に努めるものとする。また、区の防災体制 の強化を図るため、防災の日(9月1日)を中心に都が実施する東京都総合防災訓練に参加し、 共同して訓練を実施するものとする。

- 1 参加機関
- (1)区
- (2) 区民及び事業所
- (3) 各防災関係機関及び都
- (4) 災害時支援ボランティア
- 2 訓練項目
- (1) 非常参集訓練
- (2) 本部運営訓練
- (3)情報伝達訓練
- (4) 現地訓練

第2項 本所・向島警察署

警戒宣言に伴う混乱を防止するため防災関係機関及び住民と協力して総合的訓練を行う。

- 1 参加機関
- (1) 区
- (2) 住民及び事業所
- 2 訓練項目
- (1) 部隊の招集、編成訓練
- (2) 交通規制訓練(含、低速走行訓練)
- (3)情報収集伝達訓練
- (4) 通信訓練
- (5) 多数の人が集まる場所における整理誘導訓練

3 実施回数及び場所 毎年1回以上実施するものとし、場所はその都度決定する。

第3項 本所・向島消防署

警戒宣言時における迅速・的確な防災体制の確立を図るため、次により訓練を行う。

- 1 参加機関等
- (1)消防団
- (2) 協定締結等の民間団体
- (3) 東京消防庁災害時支援ボランティア
- (4) その他関係機関
- 2 訓練内容
- (1) 非常招集命令伝達訓練
- (2) 参集訓練
- (3) 初動措置訓練
- (4)情報収集訓練
- (5) 通信運用訓練
- (6) 震災警防本部等運営訓練
- (7) 部隊編成及び部隊運用訓練
- (8) 消防団との連携訓練
- (9) 協定締結等の民間団体との連携訓練
- (10) 各種計画、協定等の検証
- 3 実施回数及び場所 必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定する。

第4項 水道局墨田営業所

1 訓練の趣旨

職員の発災時の行動力の向上、防災意識の高揚、災害対策業務の習熟等を図る目的で、 発災対応型訓練(直下地震を想定)を年2回程度実施している。

- 2 訓練の内容
- (1) 本部設営訓練
- (2) 職員の安否確認、庁舎の建物及び設備点検訓練
- (3) 連絡系統の習熟及び無線統制時の通信連絡方法の訓練
- (4) 局内災害時用システムの運用訓練
- (5) 給水拠点における応急給水訓練
- (6) 庁舎の停電対応、復旧訓練

1

職員の発災時の行動力の向上、防災意識の高揚、災害対策業務の習熟等を図る目的で、 発災対応型訓練(直下地震を想定)を年1回以上実施している。

訓練の内容

訓練の趣旨

- (1) 本部設営訓練、避難訓練
- (2) 職員の安全確認、庁舎の建物及び設備点検訓練、消火訓練
- (3) 特定事業場被害状況調査訓練
- (4) 通報連絡訓練
- (5) 管路施設の緊急調査訓練、緊急措置訓練
- (6) 各ポンプ所施設の緊急点検・復旧訓練・停電・復電訓練

東京電カパワーグリッド江東支社 第6項

防災訓練については、警戒宣言の発令や被害の発生を想定した情報連絡及び応動訓練を年1 回以上実施し、不具合な点があれば逐次改善を図る。また、各行政機関が実施する防災訓練に は積極的に参加する。

第7項 東京ガスネットワーク

地震防災に係る措置を円滑に実施するため、防災訓練を年1回以上実施する。訓練内容は次 のとおりである。

- 地震予知情報及び警戒宣言の伝達
- 2 非常体制の確立
- 工事の中断等 3
- ガス工作物の巡視、点検等 4
- 資器材等の点検
- 6 事業所間との連携
- 警戒解除宣言に係る措置 7
- 需要家等に対する要請 8

第8項 各鉄道機関

防災対策に従事する従業員に対し、防災対策に必要な次の各号の訓練を可能な限り年1回以上実施する。

- 1 非常招集訓練
- 2 情報連絡訓練
- 3 旅客誘導案内訓練
- 4 各担当業務に必要な防災訓練

また、関係自治体、警察署、消防署等が実施する総合防災訓練に積極的に参加し、地震防災に関する知識、技能の習得を図る。

第9項 NTT東日本

警戒宣言時における措置について年1回以上防災訓練を実施する。実施する主な訓練内容は次のとおりである。

- 1 警戒宣言等の伝達
- 2 非常招集
- 3 警戒宣言時の地震防災応急措置
- 4 大規模地震発生時の災害応急対策
- 5 避難及び救護
- 6 その他必要とするもの 区が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。

第10項 その他の防災機関

警戒宣言時の対応措置の円滑化を図るため、年1回以上防災訓練を実施する。

第4章 警戒宣言が発せられるまでの対応

警戒宣言に伴う対応措置の実施については、原則として宣言が発せられた後に行うことになるが、 本部においては注意情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から必要に応じ実施すべき措置に ついて定めるものとする。

東海地震に関連する調査情報(臨時)発表時の対応 第1節

情報内容と区及び防災関係機関の配備態勢 第1項

「各機関〕

気象庁から、東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表された場合、区及び防災関係機関 は、平常時の活動を継続しつつ、次の態勢をとる。

| 情報の種類 | 情報の内容 | 防災対応 |
|-------------------------------|---|----------|
| 東海地震 に関連する 調査情報 (臨時) | 東海地域の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちには、評価できない場合等に発表される。 また、本情報を発表後に東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合、東海地震の前兆現象とは直接関係がないと判断された場合には、安心情報である旨を明記して発表される。 | 情報収集連絡体制 |

東海地震に関連する調査情報(臨時)発表時の情報活動等 第2項 [区]

区は情報監視態勢をとり、気象庁、都及び関係機関から情報収集を行うとともに、本章第2 節の「注意情報の伝達」に準じて伝達を行う。

注意情報の伝達 第2節

注意情報が発表された場合、各防災関係機関は速やかに警戒宣言に備え、活動準備態勢に入る 必要がある。このため、ここでは注意情報の伝達に関し必要な事項を定める。

第1項 伝達系統

「各機関]

注意情報の連絡を都から受けた時は、区災対本部設置に移行できる緊急連絡体制を確保し、 伝達経路及び伝達方法は次のとおりとする。

なお、各防災関係機関内部の伝達系統については、種々想定のもとに、各々の機関で定めて おくものとする。また、勤務時間外においては、警戒待機態勢の指定職員を通じて、伝達を行 うものとする。

[区、本所・向島警察署、本所・向島消防署]

1 区

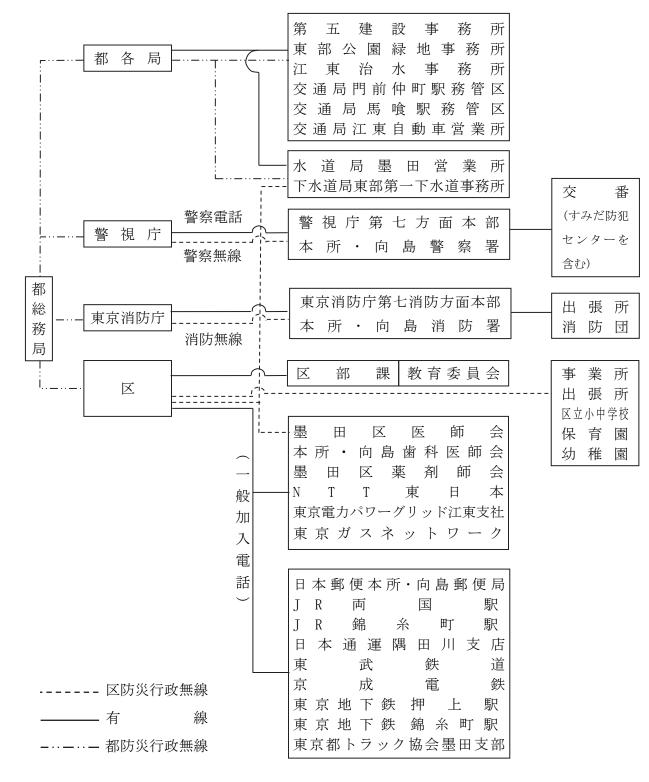
- (1) 区は、都総務局(時間外は夜間防災本部)から注意情報の連絡を受けたときは、有線電話及びその他の手段の活用により、区防災関係機関及び墨田区医師会に伝達する。
- (2) 区各部課は、防災課から注意情報の連絡を受けたときは、関係事業所及び区立小・中学校(園)長に伝達するとともに、必要な関係機関に対し周知する。

2 本所・向島警察署

警視庁から注意情報の連絡を受けたときは、直ちに、一斉放送、警察無線及び警察電話等により署内及び交番等勤務員に伝達する。

3 本所・向島消防署

活動準備体制に入る必要があるため、注意情報の通報を受けたときは、直ちに一斉通報、 消防無線、その他の手段により、出張所及び消防団に伝達する。 伝達系統



- (注1) 区は、都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにそ の旨を各部課、出先事業所に伝達するとともに、教育委員会を通じて、区立学校(園) に伝達する。
- (注2) 各防災機関は、関係機関、団体等に伝達する場合、原則として報道機関の報道開始 後に行うものとする。

対策の目的

第3項 伝達事項

「各機関〕

- 1 区及び防災関係機関は、注意情報を伝達するほか、必要な活動態勢及び緊急措置をとることを合わせて伝達する。
- 2 注意情報が発表され、その解除を伝える発表がされた場合は、活動態勢及び緊急措置を 解除するよう速やかに伝達する。

第3節 活動態勢

注意情報が発せられた場合、区及び防災関係機関は、区災対本部等の設置のための移行準備態勢をとるとともに、社会的混乱の発生に備え必要な体制をとるものとする。

第1項 区

1 区災対本部の設置準備

区は、注意情報が発せられた場合、初動態勢がとれる要員を確保し、区災対本部設置に 移行できる緊急連絡体制をとるものとする。

なお、夜間休日等の時間外の場合は、臨時非常配備態勢において対応するものとする。

2 職員配備熊勢

職員の配備態勢は、第一非常配備態勢をとる。

また、遠距離通勤者に対しては、警戒宣言に伴い第二非常配備態勢に移行することを考慮し、待機させるものとする。

- 3 注意情報時の所掌事務
- (1) 注意情報、地震予知情報、その他防災上必要な情報の収集、伝達
- (2) 都及び防災関係機関との連絡調整 なお、夜間休日等の勤務時間外においては、臨時非常配備職員が当たる。

第2項 警視庁第七方面本部、本所・向島警察署

1 警備本部の設置

注意情報発表の伝達を受けた時点で、速やかに警備本部を設置して、指揮体制を確立する。

2 職員の動員

職員は、注意情報に基づく招集命令を受けたとき、又は注意情報発表の事実を知ったと きは自所属に参集する。

東海地震編 第4章 警戒宣言が発せられるまでの対応

第3節 活動態勢

東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署 第3項

注意情報を受け、震災態勢が発令された場合、主に次の対策をとる。

- 地震の発生危険に関する情報収集体制の強化
- 震災消防計画、資料の確認 2
- 震災対策資機材等の準備 3
- 1から3にまでに掲げるもののほか、必要と認める措置

第4項 水道局墨田営業所

注意情報の連絡を受けた場合、迅速かつ的確な情報収集を実施し、情報を共有するなど、必 要な連絡態勢を取る。

第5項 その他の都機関

職員の参集は、第2非常配備態勢をとる。

第6項 防災関係機関等

[JR 両国駅、JR 錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地 域、NTT 東日本、首都高速道路東京東局]

注意情報を受けた場合、各防災関係機関は、次のとおり実情に応じた防災体制をとるものと する。

JR 両国駅、JR 錦糸町駅

注意情報を受けた場合、要員を非常招集して待機する。東海地震編第5章第5節第1項 「鉄道対策」参照

東武鉄道 2

注意情報を受けたときは、災害対策本部員や応急対策従事員を非常招集するものとする。

- 3 京成電鉄
 - (1) 注意情報を受けたときは、災害対策本部員を招集し待機する。
 - (2) 現場長を各々の勤務場所に招集する。
 - (3) 運輸指令室に対して応援者を派遣する。
- 4 東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域

気象庁が注意情報を発表した場合、予想される旅客の混乱に対処するため、要員を非常 招集する。

5 NTT東日本

注意情報の連絡を受けた場合、又は警戒宣言が発せられた場合、次のとおり対策組織を 設置し、関係社員を非常招集する。

- (1) 警戒態勢(災害の発生する恐れがある場合)
- (2) 情報連絡室 (東海地震注意情報が発せられた場合)
- (3) 災害対策本部 (大規模な災害等が発生した場合)

6 首都高速道路東京東局

注意情報を受けたときは、緊急体制をとり、あらかじめ指定された職員の参集を行い、 緊急災害対策本部を設置する。

7 その他の防災関係機関

注意情報を受けた場合、各防災関係機関は要員を非常招集し、待機態勢をとるものとする。

第4節 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報

この段階では、地震予知測定データに異常が認められることに伴い判定会によるデータ分析を 行っている時期であるから、テレビ、ラジオ等により住民の冷静な対応を呼びかける広報が行わ れる。

区としては、この段階での住民に対する広報は、原則として行わないこととする。

なお、各現場での混乱のおそれが予想される場合は、各防災関係機関において必要な対応及び 広報を行うとともに、関係機関(区、警察署、消防署等)へ通報し、関係機関は必要な情報を区 民に広報するものとする。

東海地震編 第4章 警戒宣言が発せられるまでの対応

第5節 混乱防止措置

第5節 混乱防止措置

注意情報等により種々の混乱の発生のおそれのあるとき又は混乱が発生したとき、これらの混 乱を防止するための各防災関係機関の対応は、次のとおりである。

第1項 区

- 1 対応措置の内容
- (1) 各防災関係機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進
- (2) 都総務局総合防災部との連絡調整
- (3) 住民から問い合せがあることを予想し、対応態勢をとる(窓口業務は平常どおりとす る。)。
- (4) その他必要事項
- 2 対応機関

区都市計画部危機管理担当防災課が各部、各防災機関の協力を得て対処する。

第2項 本所・向島警察署

1 主要駅等の警備

注意情報の発表後はあらゆる手段を用いて、正確な情報の収集に努め、混乱が予想され るJR錦糸町駅及び混乱が発生した駅等に部隊を配備する。

第3項 JR 両国駅、JR 錦糸町駅

- テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ、列車の運転計画を報道する。
- 非常参集手配を行うなど、駅要員の増強を図る。
- 3 旅客の安全と、混乱防止のため次の措置をとる。
- (1) 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。
- (2) 階段止め、改札止め等の入場制限の実施と併せて、状況判断を早めに行って、旅客の 迂回誘導、一方通行等を実施する。
- (3) 状況により、警察官の警備の応援を要請する。

東武鉄道 第4項

- 1 警戒宣言が発せられた場合に備えて、駅等の対応を円滑にするため、正確な情報連絡に 努める。
- 早期に警察官の派遣を要請し、旅客の混乱防止に努める。

第5項 京成電鉄

駅放送、掲示板及び車内放送等により運行状況の情報提供に努めるとともに、旅客の冷静な 対応を要請する。

- 1 職員を派遣し、旅客扱い要員の増強を図るとともに、警察官の派遣を要請する。
- 2 旅客の安全を図るため、状況により次の措置をとる。
- (1) 状況に応じ適切な放送を実施し、旅客の鎮静に努める。
- (2) 階段止め、改札止め等の入場制限の実施と、状況により旅客の迂回誘導、一方通行等を早めに実施する。

第7項 NTT東日本

国や地方公共団体から発出される指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。

- 1 情報収集と伝達
- 2 通信の利用制限等の措置
- 3 災害用伝言ダイヤルの提供準備
- 4 対策要員の確保及び広域応援
- 5 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保
- 6 通信建物、設備等の巡視と点検
- 7 工事中の設備に対する安全措置
- 8 社員の安全確保

第6節 警戒宣言が発せられなかった場合の措置

| 区 | 1 気象庁が注意情報の解除に係る情報を発表し、これを受けて政府が準備体制の解除を発表した場合は、職員の配備態勢は解除し、平常の勤務態勢に復する。勤務時間外の場合には、原則として帰宅させる。 2 ただし、防災関係機関との連絡調整及び住民からの問い合わせ等対応する必要がある場合は、職員の一部を残留事務に従事させる。 |
|--------|---|
| 防災関係機関 | 区及び各防災関係機関との連絡調整、住民からの問い合わせに備え、職員の 一部を残留事務に従事させるものとする。 |

第5章 警戒宣言時の応急活動体制

東京都においては、新島村、神津島村及び三宅村が津波被害による強化地域に指定されているの みであるが、その他の地域においても東海地震が発生した場合は震度5程度の揺れが生じ、ある程 度の被害が予想される。また、高度に集中した都市機能や人口の集中等から警戒宣言が発せられた 場合、社会的混乱の生じるおそれがある。

そこで、都では都市機能を極力平常とおり確保するため、その対応措置を決定した。

区においても、警戒宣言に伴う混乱防止と被害の軽減を図るための的確な対応措置を講じる必要 がある。

ここでは、警戒宣言が発せられた時から、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるま での間にとるべき対応措置について定めるものとする。

第1節 活動態勢

第1項 区の活動態勢

[区]

区災対本部の設置

区長は警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれの認められる場合は、災害対策基本 法第23条の2の規定に基づき、区災対本部を設置する。

本部の組織

本部の組織は、墨田区災害対策本部条例(昭和38年7月墨田区条例第7号)及び同条例 施行規則(昭和38年8月墨田区規則第14号)に定めるところによるが、その概要は、震 災編第6章応急対策第1節第1項「区災対本部の組織・運営」のとおりである。

Ⅱ-01:墨田区災害対策本部の組織(別冊資料 P175 参照)<再掲>

3 本部の所掌事務

- (1) 警戒宣言、地震予知情報及び各種情報の収集、伝達
- (2) 社会的混乱の発生防止及び混乱回避等の決定
- (3) 生活物資等の動向及び調達準備体制の決定
- (4) 防災関係機関の業務に係る連絡調整
- (5) 住民への情報提供

4 本部派遣員の派遣

本部長は、各防災関係機関に対し本部派遣員の派遣を求めることができる。

対策の目的

警戒宣言時における区本部要員の非常配備態勢は、震災編第6章応急対策第1節「活動態勢」に定める第2非常配備態勢とする。なお、夜間、休日等の勤務時間外においては、警戒宣言を知り得た時点において第2非常配備職員は自主的に参集するものとする。

※ Ⅱ-03:墨田区災害対策本部動員表 (別冊資料 P185 参照) <再掲>

第2項 防災関係機関の活動態勢

「各機関〕

1 各防災関係機関等は、警戒宣言が発せられた場合、本計画の定めるところにより、防災 対策を実施する。

また、区が実施する防災対策が円滑に行われるように、その所掌事務について適切な措置をとるものとする。

- 2 都の機関は、上記1の責務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の 配置及び服務の基準を定めておくものとする。
- 3 区の区域内の公共的団体又は防災上重要な施設の管理者は、本計画の定めるところにより防災対策を実施するとともに、区等が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その業務について協力するものとする。

第3項 相互協力

[区]

警戒宣言時において、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するためには、迅速かつ的確な 防災活動を実施する必要がある。

このため、各防災関係機関は、平素から十分な協議のもとに相互協力体制を確立しておくものとする。

- 1 都に応急措置の実施又は応援を求める場合、本部長は都に対して又は他の区市町村若しくは防災機関等の応援のあっせんを依頼しようとするときは、都総務局(総合防災部)に対し、次に掲げる事項について、緊急・暫定的に口頭又は電話をもって要請し、後日改めて文書により処理するものとする。
 - (1) 災害の状況及び応援を求める理由(災害状況及びあっせんを求める理由)
 - (2) 応援を希望する機関名(応援のあっせんを求めるときのみ)
 - (3) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
 - (4) 応援を必要とする日時及び期間
 - (5) 応援を必要とする場所
 - (6) 応援を必要とする活動内容
 - (7) その他必要な事項
- 2 防災関係機関の長(又は代表者等)は、区又は他の区防災関係機関に対応措置の実施を 要請し又は応援を求めようとするときは、本部長に対し上記1により処理することとする。

東海地震編 第5章 警戒宣言時の応急活動体制

第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達

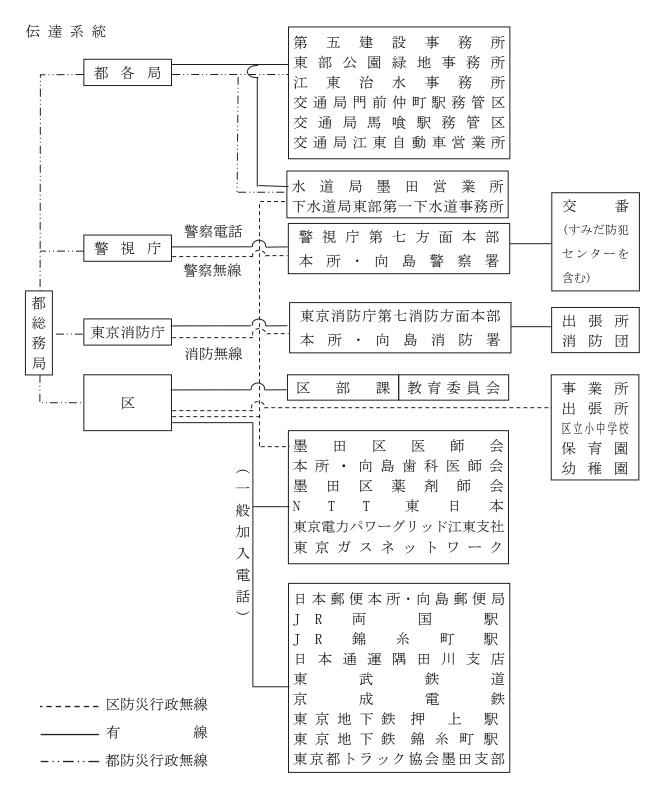
第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達

警戒宣言に伴う対応措置を円滑に実施するためには、各防災関係機関が警戒宣言及び地震予知 情報を迅速かつ的確に伝達するとともに、住民に対する広報を緊急に実施することが必要である。 このため本節では、警戒宣言の伝達及び警戒宣言時の広報に関し必要な事項を定める。

第1項 警戒宣言の伝達

[各機関]

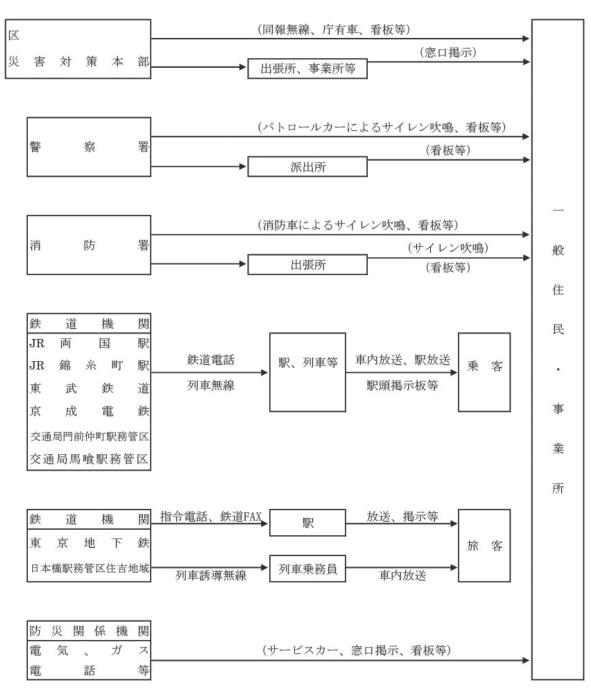
- 伝達系統
 - (1) 警戒宣言及び地震予知情報等の伝達経路及び伝達手段は、次のとおりとする。



東海地震編 第5章 警戒宣言時の応急活動体制

第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達

(2) 一般住民に対する警戒宣言の伝達系統及びで伝達手段は次のとおりである。



2 伝達態勢

(1)区

- ア 区は、都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにそ の旨を各部課、出先事業所に伝達するとともに、教育委員会を通じて、区立学校(園) に伝達する。
- イ 一般住民に対しては、区防災行政無線のほか警察署、消防署等の協力を得て、サイ レンの吹鳴による防災信号(図1参照)並びに庁有車等の活用により、警戒宣言が発 せられたことを伝達する。

各警察署は、区に協力し、パトカー等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、 警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。

- (3) 東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署
 - ア 警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちに一斉通報、消防無線及びその他の手段により、出張所及び消防団に伝達する。
 - イ 各消防署(所)は、区に協力し、消防車等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号 により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。
- (4) 鉄道機関

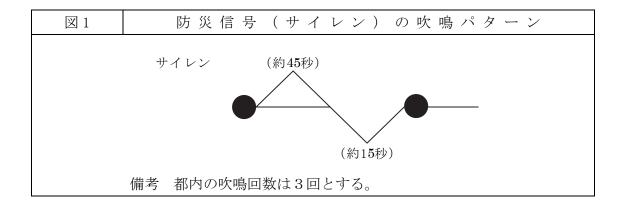
東海地震編第5章第5節第1項「鉄道対策」参照

(5) 墨田区医師会

都医師会又は区災対本部から通報を受けたときは、傘下の病院、診療所に伝達する。

(6) その他の防災関係機関

区災対本部から通報を受けたときは、直ちに部内各課及び出先機関に伝達するととも に特に所管業務上伝達が必要な関係機関、団体、事業所及び施設利用者に周知する。



3 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言の内容
- (2) 東京での予想震度
- (3) 防災対策の実施の徹底
- (4) その他特に必要な事項

第2項 警戒時の広報

「各機関〕

警戒宣言が発せられた場合に予想される社会的混乱(帰宅ラッシュ、電話の異常輻輳、交通の混乱等)に対処するため、ラジオ、テレビ等による住民、事業所のとるべき措置のほか、区及び防災関係機関は人命の安全確保を重点に広報活動を実施する。

なお、広報内容は、各防災関係機関が競合しないように留意するとともに、住民に正しく理解されるよう平易な表現で行うものとする。

対策の目的

の大綱処理すべき事務又は業務

災害予防対策

東海地震編 第5章 警戒宣言時の応急活動体制

第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達

また、各現場で混乱が予想される場合は、各防災関係機関において必要な対応及び広報を行 うとともに、区災対本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。緊急連絡を受けた区災対本部及び 機関等は、必要な情報を速やかに区民等に広報するものとする。

1 広報

(1) 区の広報

区は警戒宣言が発せられたときは、各防災関係機関と緊密な連絡のもとに次の事項を 中心に広報活動を行う。なお、重要な広報は、あらかじめ定めておくものとする。

ア 広報項目

- (ア) 警戒宣言の内容の周知徹底
- (イ) 人命の安全確保
- (ウ) 防災措置の呼びかけ
 - a 応急用食糧、飲料水、非常用持出品等の準備
 - 火気の注意
 - 家具の転倒、落下、移動防止
 - ブロック塀等の点検及び危険箇所の注意喚起
 - e 窓ガラスの落下防止等
- (エ) パニックの防止
 - 地域に密着した各種情報の提供
 - b 的確かつ冷静な対応の呼びかけ
 - マイカー利用の自粛
 - d 電話利用の自粛等
- (オ) 時差退社等の呼びかけ
- (カ) テレビ、ラジオを通じて状況の把握等の呼びかけ
- (キ) 区内の状況

イ 広報の実施方法

同時通報用無線、緊急速報エリアメール・緊急速報メール、墨田区公式ホームペー ジ、ツイッター、フェイスブック、庁有車、住民防災組織等を通じて行うものとする。

ウ 来庁者に対する窓口における措置

庁舎及び出張所窓口来庁者については、警戒宣言が発せられた旨を窓口掲示し、周 知を図るものとする。

なお、窓口業務については、警戒宣言が発せられた旨を説明し、了解を得るととも に申し出により即時に処理できるものについてはこれを処理し、その他については、 再度来庁の措置をとることとし、帰宅させることとする。

(2) 各防災関係機関の広報

ア 広報項目

住民及び施設利用者に対する広報項目は、都及び区に準じて行うものとする。その 主なものは、次のとおりである。

- (ア) 住民及び施設利用者に対する警戒宣言内容の周知徹底
- (イ) 各防災関係機関の措置状況並びに住民及び施設利用者に対する協力要請
- (ウ) 旅客に対し列車の措置状況を知らせるとともに、旅行見合せの勧告及び時差退社

等の協力要請

イ 広報の実施方法

- (ア) 各防災関係機関の広報責任者は、従業員、顧客、区民等に対する広報活動を具体 的に定めておくものとする。
- (イ) この場合、情報伝達は従業員、顧客等の動揺、混乱を防止することに特に留意し 施設等の実態にあった伝達方法を工夫するものとする。
- (ウ) 顧客への伝達は、反復継続して行うものとする。
- (エ) 広報文はあらかじめ定めておくものとする。

2 報道機関への発表

警戒宣言時において、住民、事業所等が社会的混乱の防止と地震に備えての措置が実施できることを目的として報道機関に対して、各種情報の提供を行う。

- (1) 区本部の報道機関への窓口は、企画経営室広報広聴担当(災対総務部広報隊長)とする。
- (2) 総括的発表に余裕のないとき、又は緊急を要する発表は、それぞれの防災関係機関において行うことができる。

警察関係発表責任者 — 警察署副署長 消防関係発表責任者 — 消防署副署長

第3節 消防、水防、危険物対策

第1項 消防対策

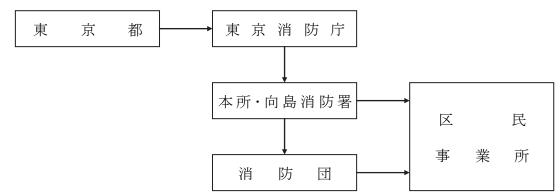
[東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

1 活動体制

注意情報発表時から引き続き震災態勢下にあり、次の対策をとる。

- (1) 地震の発生危険に関する情報収集体制の強化
- (2) 震災消防計画、資料の確認
- (3) 震災対策資機材等の準備
- (4)(1)から(3)までに掲げるもののほか、必要と認める措置

(1) 地震予知情報等の伝達ルート等



(2) 伝達方法

サイレン、広報車等により他の防災機関と協力し、情報等を伝達する。

情報連絡体制の確立、通知

| 呼区 | 情報の把握 | テレビ、ラジオ並びに警察、消防及び区からの正確な情報 |
|--------------|------------------------|-----------------------------|
| | | の把握 |
| 呼氏 | 出火防止 | 火気器具類の使用期限、周囲の整理整頓の確認及び危険物 |
| かた | | 類の安全確認 |
| いびかけ民に対す | 初 期 消 火 | 消火器、三角バケツ、消火用水等の確認 |
| 3 | 危 害 防 止 | 1 家具類、ガラス等の安全確認 |
| | | 2 ブロック塀、門柱、看板等の倒壊落下防止措置 |
| _ | 本部の設置 | 住民防災組織本部の設置 |
| の住 | 情報の伝達 | 防災機関からの情報を地区内住民に伝達する。 |
| 民防に民防 | | 1 地区内住民に対する区民のとるべき措置の呼びかけ |
| び災 | ※ 小米諾 休里 の 歩 寺 | 2 救出救護資器材の点検整備 |
| びかけ | 消火救護体制の確立 | 3 街頭設置の消火器の点検及び消火用水の確保 |
| が織 | | 4 区民消火隊ポンプの点検整備及び活動態勢の準備 |
| | 防災体制の確立 | 自衛消防組織の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配慮 |
| | | 1 テレビ、ラジオ等による正確な情報の把握 |
| | | 2 顧客、従業員等に対する迅速正確な情報の伝達 |
| | 情報の収集伝達等 | 3 百貨店等の不特定多数の者を収容する施設に対する混 |
| 事 | | 乱防止 |
| 事業所に対する | | 4 顧客、従業員等に対する安全の確保 |
| (Z | | 1 劇場、映画館、地下街及び超高層ビル等、不特定多数の |
| 対土 | 以 ** ** ** ** ** ** ** | 者を収容する施設に対する営業の自粛 |
| 9 X | 営業の継続 | 2 従業員の時差退社 |
| 呼 | 停止及び退社等 | 3 近距離通勤者に対する徒歩帰宅の徹底 |
| Ţ | | 4 その他消防計画等に定める事項の徹底 |
| かけ | | 1 火気使用設備器具の使用制限 |
| () | 出火防止及び | 2 危険物薬品等の安全措置 |
| | 初期消火 | 3 消防用設備等の点検 |
| | | 4 初期消火態勢の確保 |
| | 危 害 防 止 | 商品、設備器具等の転倒落下防止措置 |
| L | 1 | |

第2章 ・ 第3章 第3章

1 水門等の施設

施設配置要員は、操作規則に基づき速やかに水門等の操作を行う。

東京都河川管理施設操作規則

| 施設名 | 門扉数 | 操作基準 |
|----------|-----|--|
| 木下川排水機場 | | (平常時)内水位(旧中川の水位)を A. P1.00m に保つように排水操作を行う。(警戒体制時)内水位が A. P. +1.10m を越えないように排水操作を行う。 |
| 小名木川排水機場 | | (平常時)内水位(旧中川の水位)を A. P1.00m に保つように排水操作を行う。(警戒体制時)内水位が A. P. +1.10m を越えないように排水操作を行う。 |
| 竪 川 水 門 | 2 | 津波警報が発令された時は、水門を閉鎖する。 |
| 源森川水門 | 1 | 津波警報が発令された時は、水門を閉鎖する。 |
| 北十間川樋門 | 4 | 耐震工事中 |

2 水防資器材の点検整備

- (1) 備蓄資器材の点検整備を行う。
- (2) 水防計画により関係業者に対し、資器材の緊急輸送の準備指令を出す。なお、他の水防管理団体(区)から応援要請があった場合、直ちに対応する。

第3項 危険物対策

[東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、JR 両国駅、JR 錦糸町駅]

1 石油類等危険物の取扱施設

予防規程又は事業所防災計画に基づき対応を図るほか、災害防止の観点から次の応急措置について、検討・実施する。

- (1) 操業の制限、停止
- (2) 流出拡散防止等資器材の点検、整備
- (3) 緊急遮断装置の点検、確認
- (4) 火気使用の制限又は禁止
- (5) 消火設備等の点検、確認

2 化学薬品等取扱い施設

学校、病院、研究所等の事業所に対し、消防計画により対応を図るほか、災害防止の観点から次の応急措置について検討・実施するよう指導する。

第4節 警備、交通対策

- (1) 転倒、落下、流出拡散防止等の措置
- (2) 引火又は混合混触等による出火防止措置
- (3) 化学薬品取扱いの中止又は制限
- (4) 火気使用の中止
- (5) 消防設備等の点検・確認
- 3 危険物輸送

本所 • 向島消防署

消防署は、消防法に定める危険物を運搬する車両及びタンクローリーを所有する事業 所等に対し災害防止の観点から次の応急措置について検討・実施するよう指導する。

- (1) 出荷受入れを制限するか又は停止させる。
- (2) 輸送途上における遵守事項を徹底させる。

警備、交通対策 第4節

警備対策 第1項

[擊相庁第七方面本部 本所・向鳥擊窓署]

| Lī | [| | | | | | |
|-------------|---|--|--|--|--|--|--|
| 機関 | 内容 | | | | | | |
| 数言 | 1 警備部隊の編成 警備部隊の編成は、警察署部隊(全署員で編成する。)とする。 | | | | | | |
| 警視庁第七方面本部本所 | 2 警備部隊の配備 混乱のおそれのある錦糸町駅、ターミナル、錦糸町駅前、東向島交差点、高速6、7号線ランプ等の実態把握に努めるとともに、必要に応じ部隊を配備する。 | | | | | | |
| 部本所・向島警察署 | 3 混乱防止活動 日常業務の処理のほか、次の点に重点を置き住民に不安を与える事案及び混 乱等を初期段階で防止する。 (1)区内の実態把握に努める。 (2)正確な情報の収集及び伝達を図り、住民の不安要素を解消する。 (3)不法事案の予防及び取締りを実施する。 | | | | | | |

第2項 交通対策

[警視庁第七方面本部、本所·向島警察署]

道路交通対策

警戒宣言時における道路交通の混乱と交通事故の発生を防止し、防災関係機関等が実施 する地震防災応急対策に伴う緊急通行車両の円滑な通行を図るとともに、地震の発生した 場合の交通対策を迅速に行うため、以下の措置を講じる。

方

針

1 都内の車両の走行は、できる限り抑制する。

2 強化地域方向へ向かう車両の走行はできる限り制限する。

3 非強化地域方向から流入する車両の走行はできる限り抑制する。

4 緊急交通路は、優先的にその機能の確保を図る。

(1) 交通対策班の設置

注意情報が発表された場合、現場警備本部に交通対策班を設け、管内の指揮体制をとる。

(2) 運転手等のとるべき措置

運転手等のとるべき措置を次のとおり定め、広く周知徹底を図る。

ア 走行中の車両

- (ア) 警戒宣言が発せられたことを知ったとき、慌てることなく低速で走行する。
- (イ) カーラジオ等で地震情報等を継続して聴取しながら走行すること。
- (ウ) 目的地まで走行したら以後は車両を使用しないこと。
- (エ) バス、タクシー及び都民生活上走行が必要とされる車両はあらかじめ定められて いる計画等に従って、安全な方法で走行すること。
- (オ) 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとる こと。(東海地震編第5章第5節「公共輸送対策」参照)
- (カ) 現場警察官等の指示に従うこと。

イ 駐車中の車両

- (ア) 路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発せられた後はできる限り使用しないこと。
- (イ) 路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場、空地などに移動すること。

やむを得ずそのまま路上に継続して駐車する時は、道路の左側に寄せエンジンを切ること。なお、エンジンキーは付けたままにして窓を閉め、ドアはロックしないこと。

(ウ) 車両による避難の禁止

警戒宣言が発せられても原則として避難する必要はないが、万一避難を要する場合でも車両は使用しないこと。

(3) 警戒宣言時の交通規制

ア 環状7号線の内側の道路では都心方向に向かう車両は抑制する。

イ 環状7号線以遠の道路

水戸街道、蔵前橋通り、京葉道路等については、必要に応じ通行を制限する。その他の交通状況によっては、路線を指定して必要な規制を行うものとする。

ウ 交通処理要領

警戒宣言が発せられた場合、速やかに警察官を高速6号(東駒形ランプ)、高速7号(錦糸町ランプ)及び錦糸町駅前、東向島広小路等主要交差点に配置し、必要により交通検問所(別冊資料IX-06参照)を設置する。なお、事故の多発が予想されるので、東駒形ランプ、錦糸町ランプに救急車の派遣を要請する。

※ IX-05:警戒宣言時における交通規制図(別冊資料 P382 参照)

※ IX-06:警戒宣言時における交通処理図 (別冊資料 P383 参照)

道路管理者等のとるべき措置 第3項

[区、第五建設事務所、首都高速道路東京東局]

| 機関 | 内容 |
|-------------------|--|
| 区 | 1 危険な箇所の点検を行う。 2 工事現場は防災措置をとるとともに、避難・緊急活動等の支障とならないよう処置する。 |
| 第五建設事務所 | 1 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた際には、避難道路、緊急啓開道路等を重点に、 地震発生時に交通の障害となるおそれのある道路の損傷等について、緊 急特別点検を実施する。 2 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、原則として工事を中止し、安全対策を確 立し緊急車両等の円滑な運行の確保を図る。 |
| 首都高速道路 東 京 東 局 | 警戒宣言が発令されたときは、次の対策を行う。 1 道路パトロール等により、道路状況及び道路施設の点検を行うとともに、必要に応じ、占用許可を与えた者に対し、占用物件の整備等の必要な要請を行う。また、有事に備え、長大橋、トンネル等の大規模構造物には事前にパトロールカーを配備する。 2 警察が実施する交通規制に協力するととともに、規制状況等について必要な広報をお客様に対して行う。 3 無線設備、路面排水ポンプ設備、非常用電源設備及び非常口扉等の防災設備の点検を行う。 4 工事中の構造物、建築物等については、安全管理を徹底し、工事中の箇所については、工事中断の措置をとり、必要となる補強その他の保全措置に努める。また、隣接施設等に対し、被害が波及することのないよう安全上必要な措置を講じる。 |
| 国 土 交 通 省 関東地方整備局 | 管理する都内の国道については、次のような措置をとる。 1 警戒宣言が発せられた場合、その内容を考慮し被災が予想される地域にあっては、パトロールカーを適切な位置に配置し、重点箇所等の道路状況の把握に努める。 2 地震発生の危険にかんがみ、工事中の箇所については、原則として工事中断の措置をとるものとし、この措置を行うことに伴い必要な補強落下防止等の保全処置を講じる。 |

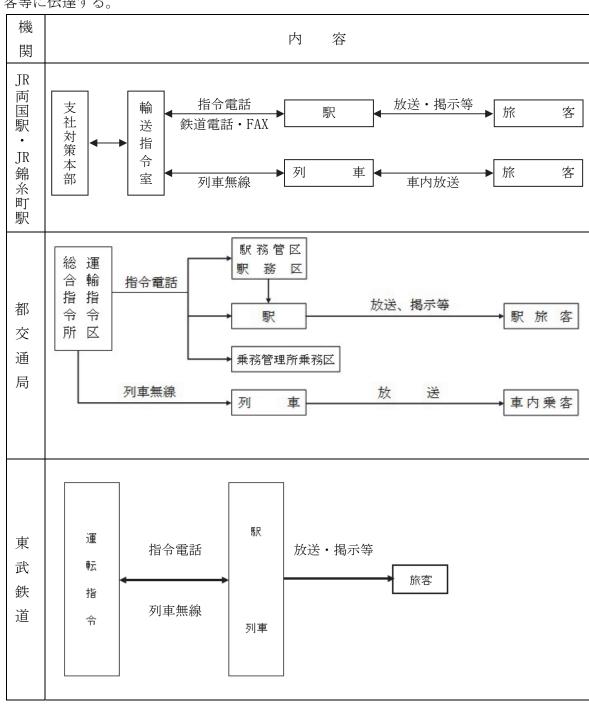
第5節 公共輸送対策

第1項 鉄道対策

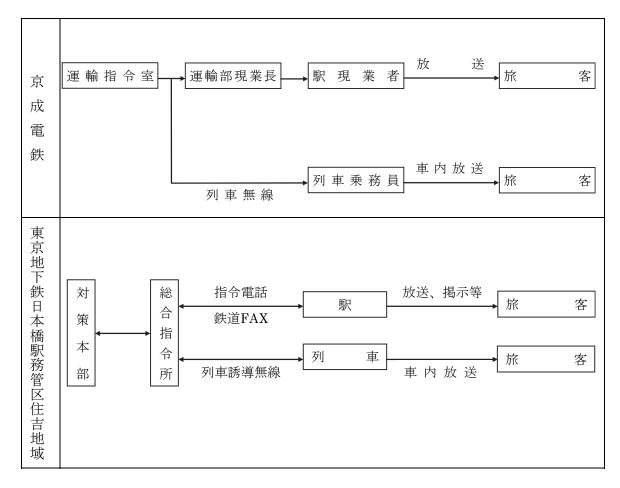
[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、JR 両国駅、JR 錦糸町駅、交通局(門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区)、東武鉄道、京成電鉄、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]

1 情報伝達

警戒宣言及び地震予知情報が出された際は、次の方法及びルートで列車及び駅並びに乗 客等に伝達する。



第5節 公共輸送対策



列車運行措置

- (1) JR 両国駅、JR 錦糸町駅
 - 強化地域内を運転中の列車は、最寄りの安全な駅まで安全な速度で運転し停車する。
 - 強化地域に近接する下記線区は、折り返し設備の不足又は落石多発区間である等の 理由により、列車の運転を中止する。
 - (ア) 東海道本線……藤沢・茅ヶ崎間
 - (イ) 中央本線……高尾・上野原間
 - (ウ) 青梅線……・青梅・奥多摩間
 - (エ) 相模線……橋本・厚木間
 - ウ 強化地域外周部における線区(イに記載する線区を除く。)は、安全な方法により、 極力列車の運転を確保する。
 - ※ IX-07:東日本旅客鉄道路線図(別冊資料 P384 参照)
- (2) 都交通局及び民鉄各社
 - ア 運行方針

防災関係機関、報道機関並びに JR との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限 りの運転を行う。

| 模 | 送 | | 関 | 警刑 | 过 宣 | 言 | 当 | 日 | 翌 | 日 | 以 | 降 |
|----|----|------------|-------|----------------|-----|-----|-----|-----|----------------|-------|----------|--------|
| 都 | 交 | 通 | 局 | 警戒宣 | | | | ことき | | | ヤとして | |
| 東 | 武 | 鉄 | 道 | は、減速 なお、 | | | _ | い足が | | | ・優等列り入れ名 | |
| 京 | 成 | 電 | 鉄 | - なね、 は運転 | | | | | 歌 デーイ 整の上気 | - | | 下仁 乙 前 |
| 東 | 京地 | 也下 | | め、一部 | | | | | | | は平常タ | ブイヤよ |
| 日管 | | 喬 駅 吉 地 | • • • | じるのて より減少 | | 色力は | 平常為 | ダイヤ | りかなり |) 減少す | る。 | |

3 乗客集中防止対策

警戒宣言が発せられた場合、乗客が一度に駅に集中し、大混乱が発生することが予想される。この場合、混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられる。

このため、各機関において、乗客の集中を防止するため、次の措置をとる。

(1) 区

- ア 平常時から区民に対して、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の広報を行う。
- イ 警戒宣言時において、鉄道機関及び警察署からの情報を基に、都内の列車の運転状 況等を広報するとともに、事業所等に対して極力平常通りの勤務、退社させる場合の 時差退社、近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかける。
- (2) 本所・向島消防署

平常時から、区内の全事業所に対して営業方針や任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員等の対策について指導を行う。

- (3) JR 両国駅、JR 錦糸町駅、交通局(門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区)、東武鉄道、京 成電鉄
 - ア 平常時から、運転計画の概要、旅行見合せ、時差退社の協力について広報を行う。
 - イ 警戒宣言時に、報道機関を通じ正確な運転状況等を報道するとともに、時差退社、 近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼びかけを行う。
 - ウ 駅において放送、掲示等により運転状況を旅客に周知するとともに時差退社及び近 距離通勤者等の徒歩帰宅の呼びかけ、協力を要請する。
- (4) 東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域
 - ア 平常時から、運転計画の概要、旅行見合わせ、時差退社の協力についての広報を行 う。
 - イ 警戒宣言時に、報道機関を通じ正確な運転状況等を報道するとともに、時差退社及 び近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼びかけを行う。
 - ウ 駅において、放送・掲示等により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社及 び近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼びかけ、協力を要請する。
 - エ 職員を派遣し、旅客扱い要員の増強を図るとともに警察官の派遣を要請する。
 - オ 旅客の安全を図るため、状況により次の措置をとる。
 - (ア) 状況に応じ適切な放送を実施し、旅客の鎮静に努める。
 - (イ)階段止め、改札止め等の入場制限の実施と、状況により迂回誘導、一方通行等を 早めに実施する。

第5節 公共輸送対策

4 駅における対応

駅において、旅客の混乱を防止するため、各鉄道機関は下記の対応措置を講じる。

| 機関 | 旅客の安全を図るための措置 | その他の措置等 |
|-------------------|--|--|
| JR 両国駅 JR 錦糸町駅 | 1 適切な放送を実施して、旅客の 鎮静化に努める。2 状況により、階段止め、改札止 め等、入場制限を実施するととも に、旅客の迂回誘導、一方通行等 | 非常参集、鉄道警察隊の派遣要請 などにより、駅要員の増強を図る。 支社対策本部の指示により、旅行 中止の慫慂、乗車券類の発売中止な どの措置を行う。 |
| 都交通局 | を早めに行う。 3 状況により警察官の応援を要 請する。 | 1 各駅の状況を総合指令所長、駅 務管区長に報告し、特別非常配備 態勢を基に職員を参集する。 2 状況により乗車券の発売中止 を行う。 |
| 東武鉄道 | | |
| 京成電鉄 | | 状況により乗車券の発売中止を 行う。 |

主要駅の警備

警察官は、判定会招集の決定後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努め、混 乱発生が予想される錦糸町駅、押上駅、とうきょうスカイツリー駅、東武曳舟駅、京成曳 舟駅及び混乱が発生した駅等については、部隊を配備する。

6 列車運転中止措置

鉄道機関及び区、警察署、消防署等は、一致協力して上記措置をとり、列車運行の確保 に努めるものであるが、万一、区民及び事業所等の協力が得られず、駅等で混乱が発生し、 人命に危険をおよぼす恐れが生じた場合及び踏切支障等が発生した場合は、各鉄道機関は やむを得ず列車の運転を中止する場合がある。

7 長距離旅客の対応措置

東日本旅客鉄道は、強化地域を運行する特急列車等各列車は運転を中止するので、発駅 まで無賃送還の取扱いをする。

8 その他の措置

(1) 都交通局

工事については、警戒宣言が発せられたときは作業を中止するものとし、仮設物の撤 去等の必要な安全措置をとる。

(2) 京成電鉄

ア 工事箇所については、防災上危険のない措置を行い、警戒宣言中は工事を中止する。 防災資器材及び復旧資器材の整備を行う。

イ 駅・区等は、水の確保その他鉄道従業員の発災後の活動に支障のないよう措置を行う。

(3) 東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域

列車の運行又は旅客公衆及び従業員の安全にかかわる工事については、警戒宣言が発 せられたときは作業を中止するものとし、必要により仮設物の撤去補強等の安全措置を

第2項 バス、タクシー等対策

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

1 情報伝達

乗務員は、防災信号(サイレン)、ラジオ及び警察官等から、警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

2 運行措置

(1) 東京バス協会

ア 路線バス

(ア) 運行方針

防災関係機関の協力のもとに地域の実情に応じた、可能な限りの運行を行う。

- (イ) 運行計画
 - a 警戒宣言が発せられたとき、減速 (一般道路 20km/h、高速道路 40km/h) を行う。
 - b 減速走行及び交通渋滞等により、ダイヤが遅延した場合、その状況に応じて運 行本数削減の措置をとる。
 - c 危険箇所等を通過する路線については、運転中止、折返し、迂回等事故防止の ため適切な措置をとる。
 - d 翌日以降については、上記 $a\sim c$ により運行するが、交通状況の変化等に応じた措置をとる。
 - e 道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難となった場合、運行を中止する場合がある。

イ 貸切バス

貸切バスについては、必要やむを得ないものを除き運行を中止するが、この場合に おいて、旅客の利便と安全について十分配慮するものとする。

(2) 一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会、一般社団法人東京都個人タクシー協会 タクシー・ハイヤー

防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。この場合、減速走行(一般道路 20km/h、高速道路 40km/h)を行う。

3 混乱防止措置

(1) 旅客の集中防止

旅客の集中による混乱を防止するため、区、警察署、消防署及びバス会社等は、時差 退社並びに近距離利用者の徒歩帰宅等の徹底について、区民、事業所に対する広報及び 指導を行う。

(2) バスターミナル、タクシー乗り場等の混乱防止

関係機関は協力して、バスターミナル、タクシー乗り場等における旅客の混乱防止に 当たる。

第6節 学校、病院、福祉施設対策

学校、病院、福祉施設対策 第6節

学校(幼稚園、小学校、中学校) 第1項

区

各学校では、警戒宣言の解除まで学校教育法施行規則第48条に基づき、臨時休業の措置を とり、幼児・児童・生徒の生命の安全確保を図るものとする。

1 在校時

- (1) 警戒宣言が発せられるとともに、直ちに授業を打切り、警戒宣言の解除までは臨時休 業の措置をとる。
- (2) 警戒宣言が発せられた後、児童・生徒等を計画に従って帰宅させる。
- (3) 帰宅に当たって、幼児・児童については事前にあらかじめ保護者に伝達してある計画 に従って、保護者又は保護者の委任した代理人(以下「保護者」という。)に帰宅先を確 認してから引き渡す。引き渡すまでは、学校(園)において保護する。なお、心身に障 害のある幼児・児童・生徒については、それぞれの実態に応じて一層きめ細かい対応措 置をとるものとする。
- (4) 中学校生徒については、個々に帰宅経路手段(徒歩、バス、電車等)、所要時間、同伴 者を確認してから帰宅させる。
- (5) 登校途中の場合は、直ちに帰宅させる。
- (6) 下校時の場合は、地域担当職員が巡回し、警戒宣言の発せられたことを知らせ、速や かに帰宅させる。
- (7) 長期休業中の水泳指導やクラブ活動中の場合は、在校時に準じるものとする。

2 校外指導時

- (1) 修学旅行や移動教室を実施中の場合は、地元官公署と連絡をとり、その他の対策本部 の指示に従う。その場合、学校、教育委員会との連絡を密にする。
- (2) 遠足、見学、連合行事等を実施中の場合は、その他の官公署等との連絡をとり、原則 として即時帰校(園)のうえ、区教育委員会との連絡を取り、在校時に準ずる措置をと る。

学校(園)におけるその他の対応策

- (1) 幼児・児童・生徒等を帰宅させた後は、水のくみ置き、備品等の転倒、落下防止、火 気・薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等地震による 被害軽減の措置をとる。
- (2) 学校(園) に残留し保護する幼児・児童・生徒のために必要な飲料水、食糧、寝具等 については、あらかじめ予想される員数を把握し、各学校(園)で教育委員会と連絡の うえ準備するか、又は地域の業者等から供給を受ける等手配をするものとする。
- (3) 学校(園) に残留し保護する幼児・児童・生徒の保護のために必要な人員の確保につ いては、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担に従って措置をとる。

(4) 残留する幼児・児童・生徒の数及び校外指導時にとった措置等の必要な事項を、速やかに教育委員会に報告するものとする。

4 児童・生徒に対する伝達と指導

学校は、注意情報が報道機関により報道された後、適切な時期に教科指導を「学級指導」 に切替え、注意情報が発表されたことを伝達し、注意情報の概要、安全確保の徹底、引渡 しや帰宅の準備を含めた授業を行う。

5 注意情報発表時の学校(園)における対応措置の保護者への周知

注意情報の報道と同時に、保護者による幼児・児童の引取りが予想されるが、小・中学校においては、注意情報発表時は授業を継続し、警戒宣言が発せられた後、直ちに帰宅の措置をとることとしているため、注意情報発表時に保護者が学校へ殺到し混乱することのないように、学校は、平素から保護者に対して、学校の対応策を周知徹底しておくものとする。

なお、注意情報の報道を得た家庭は、水、食糧、救急用品の準備の確認、火災防止、家 具の転倒、落下、移動防止など地震に対する被害軽減の措置をとりながら、事後の報道に 注意し、警戒宣言が発せられた場合に児童を直ちに引き取る準備を整えるよう周知を図る ものとする。

第2項 病院、診療所、薬局

[医師会、歯科医師会、薬剤師会]

1 診療態勢

病院及び診療所の外来診療については、医療機関の状況に応じ、可能な限り平常通り診療を行い、このための職員の確保は、あらかじめ定められた方法によって行う。

入院患者については、担当医師の判断により退院の許可をあたえる。 なお、手術、検査については、医師が状況に応じて適切に対処するものとする。

2 防災措置

病院、診療所又は薬局には、医薬品類等危険なものが多数あるので、発災による被害の 防止又は軽減を図るため、次の防災措置を講じる。

- (1) 建物・設備の点検
- (2)薬品・危険物の防災措置
- (3) 落下物の防止
- (4) 非常用設備・備品の点検及び確保
- (5) 職員の分担業務の確認

3 その他

収集された情報は、患者に不安を与えないよう必要に応じて適宜連絡する。

第6節 学校、病院、福祉施設対策

第3項 福祉施設

[区]

- 保育園、福祉作業所等施設
- (1) 保育園
 - ア 保護者に園児の引取り等について、事前に伝達してある計画に従って確実に保護者 に引き渡す。なお、警戒解除宣言が発せられるまでの間は、保護者において保護する よう依頼する。
 - イ 引取りのない者は、園において保護する。
 - ウ 園児の引取りについては、事前に十分な打合わせをするとともに、計画の周知徹底 を図るものとする。
 - エ 職員は、園児全員を引き渡した後においても施設内に待機するものとする。
 - オ 私立保育園については、公立施設に準じた対応を指導するものとする。
- (2) 福祉作業所等
 - ア 利用者の家族に、利用者の引取り等について、事前に伝達してある計画に従って、 確実に保護者に引き渡す。なお、警戒解除宣言が発せられるまでの間は、保護者にお いて保護するよう依頼する。
 - 引取りのない者は、施設内において保護する。
 - ウ 職員は、利用者を全員引き渡した後においても、施設内に待機する。
- (3) 児童館
 - ア 一般利用児童については、注意情報の通報後、利用を中止し、直ちに帰宅させる。 ただし、学童・児童で保護者の引取りのない者は、施設内において保護する。
 - 職員は、利用者を全員引き渡した後においても、施設内に待機する。
- (4) 母子生活支援施設

保護者が帰所するまで施設で保護するものとする。なお、私立母子生活支援施設につ いても同じ対応を指導するものとする。

- 2 防災措置
- (1) 施設設備の点検
- (2) 落下物の防止措置
- (3) 飲料水の確保、食糧・ミルク等の確認
- (4)職員、園児、利用者、保護者等に対する防災教育
- (5) 利用者、保護者等に対し、施設側の対応方法の周知
- (6) 関係機関との緊密な連絡

劇場、高層ビル、地下街等不特定多数の集まる施設について、混乱防止及び安全確保の見地から、各機関は下記の対応措置を講じる。

第1項 劇場、映画館、高層ビル、地下街等

消防計画等により対応を図るほか、特に不特定多数の者を収容する部分については、災害防止の観点から、次の応急措置について検討・実施するよう指導する。

- 1 劇場、映画館等
 - (1) 火気使用の中止又は制限
 - (2)消防用設備等の点検及び確認
 - (3) 避難施設の確認
 - (4) 救急処置に必要な資材の準備
 - (5) 営業の中止又は自粛
 - (6) 施設利用者へ警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、従業員による適切な誘導

2 高層ビル

- (1) 火気使用の中止又は制限
- (2) 消防用設備等の点検及び確認
- (3) 避難施設の確認
- (4) 救急処置に必要な資材の準備
- (5) ビル内店舗については、営業の中止又は自粛
- (6) 店舗等の利用客に対しての必要な情報の伝達及び誘導の実施
- (7) エレベーターの運転中止及び避難時の階段利用

3 地下街等

- (1) 火気使用の中止又は制限
- (2) 消防用設備等の点検及び確認
- (3) 避難施設の確認
- (4) 救急処置に必要な資材の準備
- (5) 地下街店舗については、営業の中止又は自粛
- (6) 利用客に対しての必要な情報伝達及び従業員による誘導の実施

第2項 区施設

1 図書館、生涯学習センター等における措置 直ちに利用を中止し、利用客を帰宅させる。帰宅不能者がいた場合には、施設において 一時保護するものとする。

なお、警戒解除宣言まで、閉館、閉鎖する。

2 その他の区施設における措置 施設利用及び行事実施の場合においては、直ちに利用、行事を中止し、帰宅するよう指

第8節 電話、通信対策

示する。その他の対応については、類似施設と同様な対策をとるものとする。 なお、旧安田庭園は入口の門扉を開放し、住民の出入を容易にする。

電話、通信対策 第8節

[NTT東日本]

第1項 警戒宣言時の輻輳防止措置

警戒宣言が発せられた場合においては通信の疎通が著しく困難となることが予想される。こ のため、次の業務及び関連する規程に基づき、通信の疎通等に係る業務を適切に運用する。

- 1 確保する業務
- (1) 防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通信
- (2) 街頭公衆電話からの通信
- (3) 非常、緊急扱い通話
- (4) 災害用伝言ダイヤル等の提供準備
- 2 可能の限りにおいて取り扱う業務
- (1) 一般加入電話からのダイヤル通話
- (2) 防災関係機関等からの緊急な要請への対応
 - ア 故障修理
 - 臨時電話、臨時専用回線等の開通
 - (注) ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。

第2項 広報措置の実施

- 1 警戒宣言時に、通信が輻輳し、一般通信について利用制限等の措置を行った場合、又は 会社の業務について変更した場合、次の各号に掲げる事項について公式ホームページ、テ レビ、ラジオ放送及び新聞掲示等により、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施す る。
- (1) 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信手段
- (2) お客様に対し協力を要請する事項(災害用伝言ダイヤルの準備状況及びサービス提供 状況を含む。)
- (3) 加入電話等の開通、移転等の工事及び故障修理等の実施状況
- (4) その他必要とする事項
- 2 上記の広報をするに当たり、必要に応じ、報道機関と事前協議等を行い、的確かつ迅速 な実施を可能とする措置を講じる。

第3項 防災措置の実施

警戒宣言発令時の防災措置は、以下のとおり実施する。

- 1 警戒本部又は情報連絡室を設置
- 2 各対策組織の必要要員を招集

- 4 通信サービス利用者の協力を得るための広報
- 5 電源、物資及び人員の確保
- 6 社員の避難及び誘導並びに食料、飲料水等の確保
- 7 その他必要な事項

第9節 電気、ガス、上下水道対策

第1項 電気

[東京電力パワーグリッド江東支社]

1 電力供給

東海地震の注意情報または警戒宣言が発せられた場合においても、電力供給は、通常通り継続する。

2 態勢の整備

当社は、東海地震の注意情報または警戒宣言が発せられた場合は、それぞれに応じた非常災害態勢を確立し災害の発生に備える。非常災害態勢については、震災編第4章応急対策第4節第3項「電気施設」に準ずる。

3 予防措置

東海地震の注意情報または、警戒宣言が発せられた場合、工事中の設備は、原則として 作業を中止し、現場状況に応じた人身安全並びに設備事故防止対策を講じる。

第2項 ガス

[東京ガスネットワーク]

1 ガスの供給

警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの製造供給は継続する。

- 2 人員、資器材の点検確保
- (1)人員の確保と配備

勤務時間内、時間外及び休日における予め定められた動員計画に基づき保安要員を確保し、警戒態勢を確保する。

(2) 資器材の点検確保

復旧工事用資器材の点検整備を行う。

- 3 警戒宣言時の需要者に対する広報の内容等
- (1) 広報の内容
 - ア 警戒宣言、地震予知情報の伝達
 - イ引き続きガスを供給していること。
 - ウ ガス器具の使用方法及びガス栓の取扱方法

第9節 電気、ガス、上下水道対策

- エ 例外的に避難する際のガス栓及びメーターガス栓の処理方法
- オ 地震が発生し、ガスの供給を停止した場合のガスについての注意等
- (2) 広報の方法
 - ア 広報車等により、広報内容を直接需要者に呼びかける。
 - イ テレビ、ラジオ及び防災機関に対し広報を行うよう協力を求める。
- 4 施設等の保安措置
- (1) 緊急遮断装置、放射設備、用水設備、保安用電力に必要な予備電源等の点検整備及び 機能の確認を行う。
- (2) 保安通信設備の通信状態の確認を行う。
- (3) 工事の一時中断と工事現場の安全措置を講じる。

第3項 上水道

[水道局墨田営業所]

1 人員、資器材の点検確保態勢

警戒宣言が発せられた場合は、水道局は直ちに、発災に備えて給水対策本部を設置し、 各事業所における情報連絡、広報、水道施設の保守点検の強化及び応急資器材の点検整備 等を実施し、震災発生時には速やかに応急対策諸活動を実施し得る態勢を確立する。

- 2 施設の保安措置
 - 水道局の各担当部所において、以下のとおり必要な対応を行う。
- (1) 浄水場(所)、給水所等は、くみ置きに対処しうるよう送配水圧を調整する。
- (2) 警戒宣言が発せられた後の施設の保安点検は、あらかじめ定められた警戒宣言時保安 点検要領に従い実施する。
- (3) 工事現場においては、工事を一時中止して安全措置を講じる。又掘削を伴う工事で速 やかに安全強化措置がとられないものは原則として埋戻しを行う。なお、当局施設が他 企業の工事現場内にある場合は、安全性を相互に確認し、必要に応じ安全強化措置を講 じる。

第4項 下水道

[下水道局東部第一下水道事務所]

警戒宣言が発せられた場合、次のとおり対処する。

- 1 施設等の保安措置
- (1) 施設の被害を最小限にとどめ、汚水、雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に 万全を期するため、施設の巡視、点検の強化及び整備を行う。
- (2) 工事現場

工事を即時中止し、現場の保安態勢を確認し、応急資器材の点検、整備を行う。

2 危険物に対する保安措置

直ちに関連する作業を中止し、次の措置を講じるとともに、火気厳禁等の指令及び関係 者以外を近づけないようにする。

- (1) 貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブを閉める。
- (2) タンクローリーから貯蔵タンクへ荷卸し中の場合は、即時中止する。

第10節 生活物資対策

第1項 営業方法

[区]

食糧及び生活必需品を取り扱うスーパーマーケット、小売店等について、極力営業を継続す るよう要請する。なお、この場合、地域住民に対して、営業方法を知らせておくよう要請する。

買占め、売りおしみ防止の呼びかけ 第2項

[区]

広報車等により、呼びかけを行うとともに、必要に応じて事業所に対して協力を要請する。

第3項 物資の確保

[区]

- 発災に備えて、応急食糧、生活必需品の確保調達を行うため、準備態勢を整える。
- 関係機関と緊密に連絡をとり、情報の収集に努める。

第11節 金融対策

第1項 金融機関の業務確保

金融機関は、原則として、平常どおり営業を行い、業務の円滑な遂行に努める。

なお、やむを得ず業務の一部を中止する場合においても普通預金の払戻し業務については、 できるだけ継続する。

第2項 金融機関の防災体制等

- 1 金融機関は、店頭の顧客及び従業員の安全の確保に十分配意する。
- 2 発災後における被害の軽減並びに発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、危険箇所 の点検、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について、適切な応急措置を とるよう配意する。

第12節 避難対策

第3項 顧客への周知徹底

- 1 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発せられたことを直ちに伝達するとともに、その後 の来店客に備えて店頭にその旨を掲示する。
- 2 上記1についても、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するよう配意する。

第12節 避難対策

[区]

警戒宣言発生時には、原則として避難の必要はないと考えられるので避難対象地区の選定は行 わないが、地震発生に備えて次のことを実施するものとする。

- 警戒宣言が発せられた場合、避難所開設準備態勢を整える。
- 地域住民の避難に備え、関係機関は避難誘導態勢の準備を整える。
- 3 一人暮らしの高齢者に対しては、住民防災組織(町会・自治会)の組織活動を中心に、 民生委員の協力のもとに、避難の準備態勢をとるものとする。
- 4 避難所への輸送態勢の準備をする。
- 応急仮設住宅用資材等の準備態勢をとるものとする。

第13節 救援、救護対策

第1項 給水態勢

[区、水道局墨田営業所]

- 発災に備え、給水拠点への職員の派遣準備、給水用資器材の点検等給水態勢を整える。
- 飲料水の緊急貯水、備蓄を行う。

第2項 食糧等の配付態勢

[区、東京都トラック協会墨田支部、日本通運隅田川支店]

職員の配置

発災に備え、被災者救助に必要な応急食糧等を輸送、配付するため、備蓄倉庫に職員を 派遣するとともに救助物資輸送出動態勢を整える。

2 運搬計画

- (1) 備蓄物資及び調達物資の輸送を確保するため、輸送車両の調達準備を整える。また、 併せて輸送経路の確保準備を図る。
- (2) 区内輸送業者に待機等を要請し、輸送の確保を図る。

3 その他

- (1) 即時調達態勢を確保するため、区内商工団体及び小売店等に物資の供給態勢を整える ように依頼する。
- (2) 災害時における供給協力に関する協定業者に対し、供給態勢を整えるよう要請する。 (応急食糧用精米の供給協力に関する協定、応急食糧用麺類等給食の供給協力に関する

区民等のとるべき措

第3項 医療救護態勢

[区、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会]

1 区 (保健センター)

保健指導等の保健所業務を一時中止し、次のような対応措置をとるものとする。

- (1) 医療救護班等の編成準備
 - ア 第2非常配備態勢に伴う医療救護班等の編成
 - イ 医療救護班等携行器材の点検整備
 - ウ 備蓄医療資器材の点検整備
 - エ 災害医療救護班等の活動態勢の準備要請
- (2) 救護所の開設準備

発災による負傷者の発生に備え、救護所の開設準備を整える。

- (3) 応急救護用品の点検、区施設、区立小・中学校等の備蓄応急救護用品の点検準備をする。
- (4) その他

墨田区医師会等、消防署と緊密な連絡のもとに、協力体制を確保する。

2 墨田区医師会等

発災時の出動要請に備えて、警戒宣言が発せられた場合は医療救護班等の編成等を準備 する。

第4項 輸送車両の確保

機関別の対応は、次のとおりである。

- 1 日本通運隅田川支店 要請に応じ、あらかじめ定められた方法により、車両の調達をする。
- 2 東京都トラック協会墨田支部 要請に応じ、あらかじめ定められた方法により、車両の調達準備をする。

第6章 区民等のとるべき措置

区は、東海地震が発生した場合、震度5弱程度になると予想されている。震度5弱の場合、 家屋の倒壊等の大きな被害は発生しないが、一部、柱、梁等の継手の破損やブロック塀等の 倒壊、落下物、家具類の転倒などによる被害の発生が予想される。

また、高度に人口や都市機能等が集中していることから、警戒宣言及び地震予知情報によ る社会的混乱の発生することが予想され、混乱による人的被害が危惧されている。

このため、区及び防災関係機関は万全の措置を講じるものであるが、被害及び混乱を防止 するためには、区民及び各事業所の果たす役割は極めて大きいといえる。

区民の一人一人が、また各事業所が冷静かつ的確な行動をとることにより、混乱の防止や 被害を減少させることができる。

本部においては、区民、住民防災組織及び事業所が、警戒宣言が発せられたときにとるべ き行動基準を示すものとする。

区民のとるべき措置 第1節

第1項 平常時

- 1 日ごろから出火の防止に努める。
- (1) 火を使う場所の不燃化及び整理整頓をする。
- (2) ガソリン、アルコール、灯油等の危険物類の容器を破損や転倒しないように措置 をしておき、火気を使用する場所から遠ざけて保管する。
- (3) プロパンガスボンベ等は固定しておくとともに、止め金具、鎖のゆるみ、腐蝕な どを点検する。
- 2 消火用具を準備する。 消火器や三角バケツ等の消火用具を備え、月に一度は点検し、いつでも使用できる 場所におく。
- 家具類の転倒、落下、移動防止及び窓ガラス等の落下防止を行う。
- (1) タンス・食器棚・ピアノ等の家具類は固定する。
- (2) 家具の上に物を置かないようにする。
- (3) 窓ガラスの古いパテは取り替える。
- (4) ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等は落下しないよう措置をする。
- ブロック塀等の点検補修をする。

ブロック塀、石塀や門柱は点検し、弱いところは補強するなど、倒壊防止の措置を 行う。

- 食糧や非常持出品を準備しておく。
- (1) 家族が必要とする2~3日分の食糧、飲料水を備蓄しておく。地域内の応急給水 拠点の確認をしておく。
- (2) 三角布、ばんそうこうなどの医薬品を備蓄しておく。
- (3) ラジオ、懐中電灯、ヘルメット等の防災用品を備えておく。

(1) 警戒宣言時及び地震発生時の家族の役割分担を取り決めておく。

(4) ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具を備える。

- (2) 警戒宣言時は電話がかかりにくくなるので、行動予定を話し合っておく。
- 7 防災訓練や防災事業へ参加する。

都・区市町村・消防署、防災市民組織が行う防災訓練や防災事業へ積極的に参加 し、防災に対する知識、行動力を高める。

第2項 注意情報発表時(報道開始時)から警戒宣言が発せられるまで

- 1 情報に注意するとともに冷静に行動する。
- (1) テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
- (2) 慌てた行動をとらないようにする。
- 2 電話の使用を自粛する。
- 3 自動車の利用を自粛する。

第3項 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- 1 情報の把握を行う。
- (1) 区、警察、消防等の防災信号(サイレン)を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。
- (2) 都・区・警察・消防等防災機関の情報に注意する。
- (3) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣り近所に知らせ合う。
- 2 火気の使用に注意する。
- (1) ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。
- (2) 火気器具周囲の整理整頓を確認する。
- (3) ガスメーターコックの位置を確認する。
- (4) 使用中の電気器具 (テレビ、ラジオを除く。) のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認する。
- (5) プロパンガスボンベの固定措置を確認する。
- (6) 危険物類の安全防護措置を点検する。
- 3 消火器、三角バケツの置き場所、消火用水を確認するとともに、浴槽内に水を溜めておく。
- 4 家具の転倒、落下、移動防止措置を確認する。 棚の上の重い物をおろす、避難経路をふさぐ家具の固定措置の実施など、危険要因 を排除しておく。
- 5 ブロック塀等を点検する。 危険箇所はロープを張るなど、付近に近よらないような措置をとる。
- 6 窓ガラス等の落下防止を図る。
- (1) 窓ガラスに荷造用テープをはる。
- (2) ベランダの植木鉢等を片付ける。

東海地震編 第6章 区民等のとるべき措置

第2節 住民防災組織のとるべき措置

- 飲料水、生活用水等のくみ置きをする。
- 食糧、医薬品、防災用品を確認するとともに、すぐに持ち出せるよう取りまとめて おく。
- 防炎素材で、火に強く、なるべく動きやすい服装にする。
- 電話の使用を自粛する。 役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問い合せを控える。
- 自家用車の利用を自粛する。 11
 - (1) 路外に駐車中の車両はできる限り使用しない。
 - (2) 路上に駐車中の車両は速やかに空地や駐車場に移す。
 - (3) 走行中の自家用車は、目的地まで走行したら後は車を使わない。
- 幼児・児童の行動に注意する。
- (1) 幼児・児童の遊びは、狭い路地やブロック塀などの付近を避け、確認できる範囲 の安全な場所にする。
- (2) 幼児・児童・生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前の打ち合わせ に基づいて対応する。
- 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。
- エレベーターの使用は避ける。 14
- 近隣相互間の防災対策を再確認する。 15
- 不要な預貯金の引き出しを自粛する。 16
- 17 買い急ぎをしない。

住民防災組織のとるべき措置 第2節

第1項 平常時

- 組織の役割分担を明確にする。 1
- 組織の活動訓練や教育、講習を実施する。
- 地区内の危険箇所(ブロック塀等)を把握する。 3
- 情報の収集・伝達体制を確立する。 4
- 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。 5
- 初期消火、救出・救護、避難など各種訓練を実施する。 6
- 7 消火、救助、炊き出し資器材等の準備・保守及び非常食の備蓄を図る。
- 地域内の避難行動要支援者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておく。 8
- 行政、地域内事業所等との連携・協力について検討・推進する。 9

注意情報発表時(報道開始時)から警戒宣言が発せられるまで 第2項

- テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手するよう努める。 1
- 地区内住民に、必要な措置及び冷静な行動を呼びかける。

- 1 東海道地震の発災に備え、地区内の危険個所を点検・把握するとともに、避難方法についても地域住民等に周知しておく。
- 2 住民防災組織本部を設置し、それぞれの任務を確認する。
- 3 地区内住民に区民のとるべき措置(本章第1節参照)を呼びかける。
- 4 ポンプ、燃料等の点検整備を行い、出動態勢の準備を行う。
- 5 街頭設置の消火器の点検、消火用水の確認を行う。
- 6 要配慮者の安全に配慮する。
- 7 ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等を安全な場所に避難させる。
- 8 救急医薬品等を確認する。
- 9 食糧、飲料水及び炊き出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行う。

第3節 事業所のとるべき措置

第1項 平常時の措置

事業者は、自主防災体制の確立、情報の収集伝達方法、転倒落下等による危害防止措置、防火用品の備蓄並びに出火防止対策及び従業員、顧客の安全対策等について防災計画(消防計画、予防規定及びその他の規定等を含む。)に基づいて措置し、注意情報発表以降の行動に備えておくものとする。

なお、防災計画等作成上の留意事項は次による。

- 1 都及び区の地域防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件(最寄駅、建築構造及び周辺市街地状況等)事業内容等を考慮した実効性のあるものとする。
- 2 従業員、顧客及び周辺住民の人命の安全、出火の防止、混乱の防止等を重点に作成 するものとする。
- 3 責任者の在・不在、夜間の勤務体制を考慮したものとする。
- 4 他の防災又は保安等に関する計画規定がある場合は、これらの計画と整合性を図るものとする。
- 5 事業所内外の情報に応じて遂次見直しを図り、必要により改正して常に実情にあったものとする。

第2項 注意情報発表時(報道開始時)から警戒宣言が発せられるまでの 措置

- 1 テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。
- 2 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
- 3 地震防災応急計画、消防計画、事業所防災計画等に基づき警戒宣言時にとるべき措 置を確認又は準備する。
- 4 その他の状況により、必要な防災措置を行う。

東海地震編 第6章 区民等のとるべき措置

第3節 事業所のとるべき措置

警戒官言が発せられたときから発災までの措置

- 自衛消防組織の編成、警戒本部の設置、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確 立する。
- テレビ、ラジオ等により必要な情報を適宜入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確 に伝達する。

この場合、百貨店等不特定多数の者を収容する施設においては、特に顧客等の混乱 防止に留意する。

- 指示、案内等に当たっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等によ り施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等をとれるようにする。 この場合、障害者や高齢者等の安全確保に留意する。
- 都民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に 食料品等生活関連物資を販売(取扱)する事業所(施設)については原則として営業 を継続する。ただし、不特定多数の者を収容する劇場、映画館及び高層ビル・地下街 等の店舗にあっては、混乱防止のため原則として営業を自粛するものとする。
- 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用 を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講じる。 また、薬品等の混蝕発火及び危険物等の流出、漏えい防止のための措置を確認する。
- 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等点検し、使用準備(消火用水 を含む。) 等の保安措置を講じる。
- 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、移動、破損防止措置を確認する。
- 不要不急の電話の使用は中止するとともに、特に都・区・警察署・消防署・放送局・ 鉄道等に対する問い合わせを控える。
- バス・タクシー・生活物資輸送車等住民生活上必要な車両以外の使用はできる限り 制限する。
- 救助・救急資器材及び飲料水、非常食糧、医薬品、照明器具等応急対策の実施に 必要な資器材を配備する。
- 建築工事及び金属熔触作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想さ れる作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講じる。
- 一般事業所の従業員は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要が ある場合は、従業員数、最寄り駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等 を考慮して、安全を確認したうえで時差退社させるものとする。ただし、近距離通勤 (通学) 者にあっては、徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。